

巻頭言：水素社会実現に向けた日中協力を期待

# J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

令和元年 8月25日発行/毎月1回 25日発行  
7月号 (No.308)

SEPTEMBER  
2019  
No.308

9

## 日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>



**SPECIAL REPORT**

# 中国経済の課題分析 —ビジネス・エコシステム 実相探究とともに

時々刻々：対中ODAの軌跡

TOPICS：米中の貿易管理政策と日本の対応（II）

出張報告：中国廃家電リサイクル業界へビジネス環境改善を要望

中国ビジネス Q&A：「国家安全」と技術・情報の国外移転





表紙写真：2019年4月29日から10月7日にかけて開催中の「中国・2019北京国際園芸博覧会」会場。テーマは「緑色生活 美麗家園 (Live Green, Live Better)」。日本を含む80カ国、17の国際機関が参加。会場のある北京市延慶区は、北京中心部から北西約74キロに位置し、22年の北京冬季オリンピックの三大会場の一つとなる。(日中経済協会撮影)

## 1 巻頭言

### 水素社会実現に向けた日中協力を期待

■内山田竹志 一般財団法人日中経済協会 副会長、トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長

## SPECIAL REPORT

# 中国経済の課題分析 —ビジネス・エコシステム 実相探究とともに

## 2 中国経済情勢—米中貿易戦争の影響を踏まえて

■関 志雄 野村資本市場研究所 シニアフェロー

## 6 中国の金融リスク管理の現状と課題

—経済の安定成長へのスムーズな移行の鍵

■岡寄久実子 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹

## 10 ハイテク企業を輩出する中国のエコシステム

■丸川知雄 東京大学 社会科学研究所 教授

## 14 中国ニューエコノミーを支えるICT産業のエコシステム

■新川陸一 NTTデータ(中国)投資有限公司 チーフストラテジーオフィサー

## 18 時々刻々

### 対中ODAの軌跡

■中里太治 国際協力機構 中華人民共和国事務所 所長

## 23 TOPICS

### 米中の貿易管理政策と日本の対応(II)

■一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC) 事務局

## 28 出張報告

### 中国廃家電リサイクル業界へビジネス環境改善を要望

■澤津直也 一般財団法人日中経済協会 北京事務所 所長代理

■邵 程亮 同 業務部主任

## 30 中国ビジネス Q&A

### 「国家安全」と技術・情報の国外移転

■石本茂彦 森・濱田松本法律事務所 弁護士

## 32 情報クリップ

日中企業家および元政府高官対話(日中 CEO 等サミット)

2019年日中経済協力会議—於黒龍江開催 ほか

# 水素社会実現に向けた 日中協力を期待



一般財団法人日中経済協会 副会長  
トヨタ自動車株式会社 代表取締役  
会長

内山田竹志

**当**社の中国事業の歴史は半世紀以上に渡ります。第一汽車および広州汽車との合弁事業で車両の生産販売をしており、合弁パートナー、関係取引先の皆さま、政府関係者の皆さま、そして何よりも中国のお客さまのおかげで順調に事業展開して参りました。

これまで、生産の現地化はもとより、研究開発の現地化にも努め、2010年には江蘇省常熟市に本格的なR&Dセンター、トヨタ自動車研究開発センター（中国）有限公司（TMEC）を設立し、300人を超える中国人技術者が、新・省エネ車の現地生産化に向けた研究開発に取り組んでおります。私は同センターの初代董事長として立ち上げに携わり、1990年代に自らチーフエンジニアとして開発の指揮をとったハイブリッド技術の中国での商品化・現地生産化に取り組ましました。

中国の自動車産業は、人口と保有台数から見てもまだまだ市場拡大が期待される成長産業です。中国政府は持続的な自動車産業の発展に向け、新エネ車普及政策にいち早く取り組み、世界をリードしていることは皆さまご存知の通りです。中国内外の各メーカーは、最新の技術・商品を投入し切磋琢磨しております。

私どもも、ハイブリッド（HV）で培った技術を進化させ、プラグインハイブリッド（PHV）、電気自動車（EV）、水素を動力源とする燃料電池車（FCV）と電動車のフルラインアップを用意しお客さまに選んでいただけるよう準備を進めております。

特に水素エネルギーは、中国でも注目されており、2018年5月に李克強総理が当社の燃料電池車、MIRAIをご覧になり、高い関心を寄せられています。また、19年3月のボアオアジアフォーラムでも総理は、「自らの指示で今年の全人代の報告書に『水素エネルギーの活用』を盛り込んだ」と強い決意を述べられていました。こうした中、私は水素社会の実現に向けた日中の経済協力に期待をしています。

水素は自動車の動力源としてだけではなく、化石燃料に代わり、且つCO<sub>2</sub>を排出しない有望なクリーンエネルギーです。製鉄所や化学工場の副産物としても大量に生成され、貯蔵や輸送も容易にできます。ただ、この新しいエネルギーも普及してこそ人々の暮らし、社会に役立つものです。

日本は、国を挙げて水素社会の実現に取り組む、高いノウハウ、技術力をもった研究機関、エネルギー企業、材料・部品メーカー等があり、中国も豊富な水素の活用を真剣に検討されています。日中の産学官で「水素社会」への取り組みが始まれば、両国の幅広い分野での交流に繋がります。この新エネルギーの大規模な普及に弾みがつくと思います。

日中関係が「正常な軌道」に戻った今、このように両国の経済協力を二層進化させ両国の発展にお互いが寄与できるような仕組みづくりに、微力ながら取り組んでいければと思います。

米中貿易摩擦は、貿易戦争を経てハイテク戦争へとエスカレートしており、長期化の気配を見せている。これを背景に中国では、景気が減速しており、景気対策を求める声が高まっている。その上、生産の海外移転が加速していることに加え、海外からの技術導入も困難になってきていることから、潜在成長率の低下も懸念される。この難局を乗り越えるために中国は、外圧をテコに、改革・開放を加速させなければならぬ。

# 中国経済情勢 —米中貿易戦争の影響を踏まえて

● 関 志雄 野村資本市場研究所 シニアフェロー

## 貿易戦争からハイテク戦争へ

米国は、1972年のニクソン大統領の訪中からオバマ政権時代までは、中国に対して関与政策を取っていたが、トランプ政権になってから、中国を戦略的競争相手としてとらえるようになり、対中政策を大きく転換した。中国の台頭を抑えようと、米中の経済関係の切り離しを意味する「デカップリング政策を進めている。これを背景に、米中摩擦は激化している。

まず、2018年3月に米国が中国を対象とする通商法301条報

告に基づいて、追加関税の導入を中心とする対中制裁を発表した。その後、米中両国は関税引き上げ合戦を繰り広げ、貿易摩擦は、貿易戦争へとエスカレートした。紆余曲折を経て、

19年6月末のG20大阪サミットに合わせ開催された米中首脳会談において「休戦合意」が一旦成立したが、8月1日にトランプ大統領が新たに3000億ドルに上る中国製品を対象に10%の追加関税を9月1日に実施すると発表したことを受けて、中国が米農産品の購入を一時停止するとう対抗措置を取り、その一方で米国が中国を為替操作国として認定するなど、貿易戦争は再燃した。米国によ

る「デカップリング政策の結果、摩擦の対象分野は、貿易から技術に広がっていることを合わせて考えれば、米中の対立が長期化する可能性はむしろ高まっている。

近年、米国政府は中国企業が技術獲得のために積極的に米国のハイテク企業を買収しようとしていることを強く警戒しており、それを阻止するために外資による対米投資の規制強化を進めている。特に、安全保障という名の下で、中国企業のビジネス活動への規制強化のための法律を盛り込んだ「2019会計年度国防権限法」が18年8月13日にトランプ大統領の署名により成立した。その中には、①外

国企業の対米投資を審査する対米外国投資委員会(CFIS)の権限を強化する「2018年外国投資リスク審査近代化法」(FIRMA)、②輸出管理を強化する「輸出管理改革法」(ECRA)、③ファーウェイとZTEをはじめとする中国企業5社の通信機器などの政府調達を禁止する条項などが含まれる。

また、19年5月15日に、米商務省はイランへの経済制裁違反などを理由に、ファーウェイを輸出管理規則に基づく「エンティティ・リスト」に載せ、同社への米国製ハイテク部品などの輸出を原則として禁止する措置を発表した。その後、宇宙開発、半導体、スーパーコンピュータなどの分野においても、他の中国ハイテク企業が相次いで、「エンティティ・リスト」に掲載されるようになった。

このように、米中摩擦は、貿易戦争にとどまらずに、ハイテク戦争の様相を強めている。

## 顕著になった景気の減速

激化する米中摩擦は、中国経済に陰を落としている。対米輸出の落ち込みに加えて、各種経済指標も、中国における景気の減速を示唆している。



まず、中国の対米輸出、ひいては輸出全体は、追加関税実施前の駆け込み需要に支えられて、18年10月まで好調が続けたが、11月以降になると減速基調が鮮明になってきている。対米輸出の伸び率（前年比）は、18年の11・3%から、19年上半期にはマイナス8・1%に落ち込んでおり、輸出全体の伸び率（同）も、18年の9・9%から19年上半期には0・1%に鈍化している。

また、18年後半以降には、PMI（購買担当者景気指数）や、工業生産・小売売上、固定資産投資の伸び率（前年比）など、主要な経済指標の低下傾向が鮮明になってきた。これを反映して、18年の年間の経済成長率は6・6%と、90年（3・9%）以来の低水準となり、19年上半期にはさらに6・3%（第1四半期は6・4%、第2四半期は6・2%）に低下している。こうした中で、中国では株価が低迷しており、人民元の対ドルレートも下落している。

### 狭まる景気対策の余地

景気減速の懸念が高まる中で、中国国内では、政府による景気対策の実施を求める声が高まっているが、そ

の副作用が大きいため、政府としては慎重に進めるべきである。

まず、インフラ投資を中心とする景気対策の恩恵を受けるのは、民営企業よりも、主に国有企業である。それに伴う「国進民退」（国有企業のシェア拡大と民営企業のシェア縮小）という現象は、中国が目指している市場化改革に逆行するものであり、投資効率の低下につながりかねない。

また、財政政策の面では、リーマン・ショック後に実施された4兆元の景気対策により、地方政府の債務が急増し、多くの国有企業が過剰生産能力を抱えてしまった。16年から始まった供給側構造改革の実施により、状況が改善し始めているが、大規模インフラ投資が再び実施されることになれば、これまでの努力は水の泡になってしまう。

さらに、金融政策の面では、利下げや預金準備率の引き下げといった緩和策の実施により、米国製品を対象とする輸入関税の引き上げに伴うインフレ圧力が一層高まる上、既にバブルの域に達している住宅価格はさらに上昇する恐れがある。また、金融緩和は、国内金利の低下を通じて、資本流出と人民元の切り下げの悪循環を招きかねない。

### 低下する潜在成長率

そもそも、経済成長率が低下しているとは言え、都市部の求人倍率はリーマン・ショック直後の0・85倍という低水準とは対照的に、19年第2四半期には1・22倍と、完全雇用とも言つべき高い水準を維持している

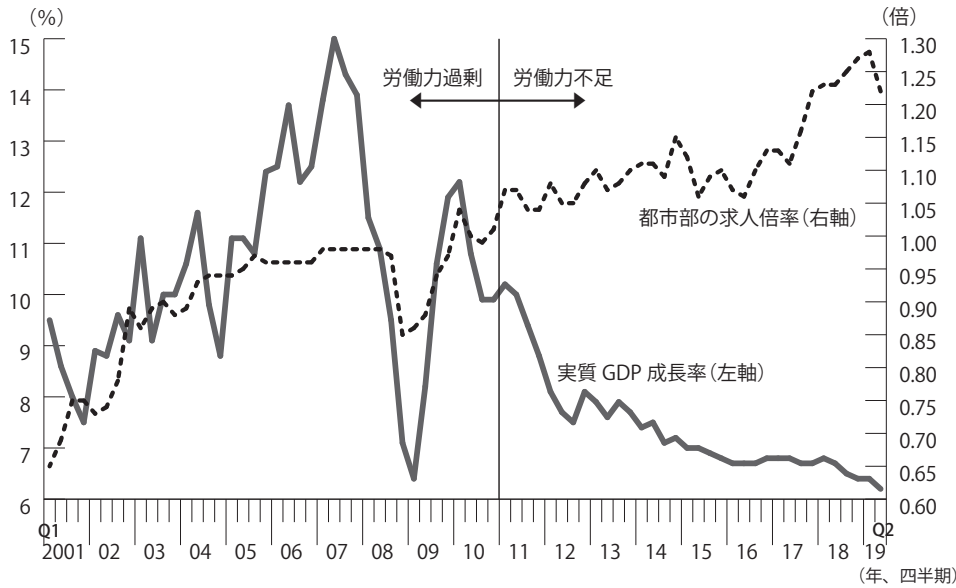


G20 大阪サミット第1日のデジタル経済に関する首脳特別イベントでの日米中首脳。  
出典：外務省「G20 大阪サミット」ホームページ (<https://g20.org/jp/photos/day1.html>)

（図1）。足元の6・2%という経済成長率は、10年頃まで約30年間続いた10%成長と比べれば確かに低いが、労働力不足が制約となって現在の潜在成長率がすでに6・0〜6・5%まで低下していることを考えれば、中国経済が不況に陥っていることを意味しない。

中国において、10年以降、成長率

図1 中国における経済成長率と都市部の求人倍率の推移



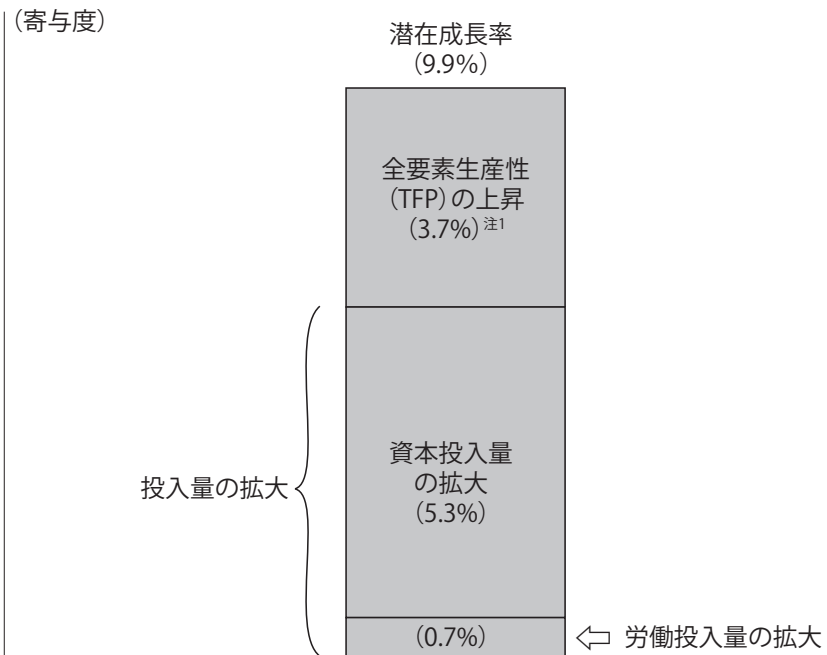
(注) 中国の都市部の求人倍率は、約100都市の公共就業サービス機構に登録されている求人数/求職者数によって計算される。  
 (出所) 中国国家统计局、人力資源・社会保障部の統計より野村資本市場研究所作成

が低下しているのに、求人倍率が逆に上昇してきたのは、労働力が過剰から不足に転じたからである。まず、80年代初めに導入された一人っ子政策により、15〜59歳の生産年齢人口が2010年頃をピークに減少しはじめており、その一方で、高齢化が急速に進んでいる。中国は、豊かにならない

うちに老いていく最初の国となっている。また、長年にわたって、大量の農民が出稼ぎという形で都市部に移住した結果、同じ頃に、農村部における余剰労働力も枯渇してしまった。

労働市場におけるこのような変化は、潜在成長率の低下をもたらしている。95年から2011年の中国の

図2 潜在成長率の要因分解 (1995～2011年)



(注1) 全要素生産性の上昇には人的資本の向上を含む。  
 (注2) 各寄与度の合計が潜在成長率と一致していないのは四捨五入によるものである。  
 (出所) Kuijs, Louis, "China's Economic Growth Pattern and Strategy," Paper prepared for the Nomura Foundation Macro Research Conference on "China's Transition and the Global Economy," November 13, 2012, Tokyo より野村資本市場研究所作成

平均成長率(同期間における潜在成長率と見なされる)は9・9%であり、その寄与度の要因を分解すると、労働投入量の拡大が0・7%、資本投入量の拡大が5・3%、(労働力と資本量の拡大以外の要因をまとめた)全要素生産性の上昇が3・7%であった(図2)。しかし、労働投入量の拡大による寄与度は、生産年齢人口の減少と農村部の余剰労働力の解消でマイナスに転じた。資本投入量の拡大

による寄与度も、高齢化などに伴う貯蓄率の低下などを背景に、低下してきている。

労働市場の変化に加え、米中貿易摩擦も、中国における潜在成長率の低下に拍車をかけると懸念される。

まず、米国は、中国企業による米国のハイテク企業の買収に対する制限を強化している。それを受けて、中国は、米国からの技術獲得がますます困難になってきている。実際、中国の

対米直接投資は、16年の460億ドルから17年には290億ドルに、さらに18年には48億ドルに大幅に減少して5% (Thilo Hanemann, Cassie Gao, and Adam Lysenko, "Net Negative: Chinese Investment in the US in 2018," Rhodium Group, January 13, 2019)。後発国の中国にとって安いコストで海外から技術を導入することは、これまでの高成長をもたらした要因の一つである。「豊かにならないうちに、老いていく」ことに加え、「先進国にならないうちに、後発の優位性を失ってしまう」ことも、中長期の成長の大きな制約となる。

また、労働力不足に伴う賃金上昇を背景に、一部の産業の中国から海外への移転が既に始まっているが、米中貿易摩擦はこの流れに拍車をかけている。その結果、「世界の工場」としての中国は、国内投資が低迷し、産業の空洞化が進むという試練を迎えている。

## 求められる改革・開放の推進

潜在成長率の一層の低下を回避するために、中国は、改革・開放を通じて生産性を高めなければならない。中でも、イノベーションや、産業の高

度化、そして所有制改革を促進することが、そのカギとなる。

### ① イノベーション

イノベーションを促進するために、まず、知的財産権の保護を強化すべきである。特許、著作権などを保護する知的財産権制度は、独占権と利用可能性を両立させることによって、イノベーションを促進する。しかし、中国では、関連法律の整備は進んでいるが、海賊版や模倣品の横行に象徴されるように、これらの法律は必ずしも徹底されていない。このことは、外資企業の対中投資、ひいては技術移転を妨げる要因となっている。また、米国からの技術導入が難しくなってきた中で、中国は欧州諸国や、日本、イスラエルなど、米国以外のルートを増強しなければならない。この1年間、日本との関係が良くなったのは、このような努力の成果として評価すべきである。

### ② 産業の高度化

産業の高度化を実現するために、「旧産業の保護」よりも「新産業の育成」に力を入れるなければならない。新しい産業を育てる環境整備として、新規参入や競争を阻害するような規制を早急に撤廃すると同時に、労働力や、資本、土地といった生産要素を

輸入制限や補助金などにより衰退産業に固定させるのではなく、新しい産業へ円滑に向かわせるような政策が求められる。労働力の移動を妨げている戸籍制度の改革とゾンビ企業の処理に加え、農業経営の大規模化と都市化に向けて、農地改革も急がなければならない。また、対外開放をさらに進め、海外からの直接投資を積極的に受け入れるべきである。外資企業の参入により、技術と経営資源の移転のみならず、雇用の創出と競争の促進も期待できる。

### ③ 所有制改革

所有制改革の最大の狙いは、公平な競争環境の確立と国有企業のコーポレート・ガバナンスの強化を通じて、各種の企業の力を最大限に発揮させることである。そのためには、国有企業の民営化と民営企業の発展を通じた「国退民进」が求められるが、近年、進展するどころか、むしろ後退している。

習近平政権は、民営化の代わりに、大きくて国際競争力を持つ国有企業の育成を目標としている。その一環として、民間資本が取り入れられる形で、「混合所有制改革」が進められているが、ほとんどの場合、国有資本による支配が維持されるため、コーポ

レート・ガバナンスの改善を通じた対象企業の効率の改善は期待できない。

一方、改革・開放以来、ゼロから出発した民営企業は、市場化の波に乗り、売上高や雇用などの面において、国有企業を上回る存在になってきた。アリババ、テンセント、ファーウェイなど、フォーチュン・グローバル500にも登場するものも現れてきた。しかし、ここに来て、政府の政策と経済環境の変化を受けて、民営企業の経営不振が目立ってきている。

国有企業を抜本的に改革するためには、民営化の推進が望ましいが、政治的に難しいのであれば、次善策として、できるだけ政府による市場への介入を減らし、公平な競争環境を構築していかなければならない。これは、民営企業のさらなる発展のためにも必要である。

このような改革・開放に向けた取り組みは、米中通商協議における米国の要求と大きく重なっており、中国自身にとってもメリットが大きい。中国は、01年のWTO加盟時のように、外圧をテコに改革・開放を加速させた先例がすでにあり、今回もこのチャンス逃すべきではない。



中国では、企業および地方政府関連機関と金融機関が過剰生産能力や過剰債務の削減に取り組む中で、経済成長の鈍化がみられていることもあり、一部で金融リスクが顕現化し始めている。同国経済の安定成長への移行をスムーズに進めるためには、金融リスクを適切に管理し、金融の市場化を着実に進めることが重要である。

# 中国の金融リスク管理の現状と課題 — 経済の安定成長へのスムーズな移行の鍵

● 岡崎久美子 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹

## 経済成長を牽引した金融資本の動き

中国では、1980年代半ば以降、金融の動きが段階的に活発になった。84年秋の共産党大会において、国営計画経済中心の都市部でも、経済改革・開放政策を本格的に導入することが決まると、銀行を核とする金融の役割が広がり始めた。銀行は、中国人民銀行（中央銀行）の指導の下、個人や企業の余剰資金を預金として集め、それをインフラ建設投資や国有企業の設備投資に融通し、同国経済活動の拡充に貢献した。90年代後半以降は、政策的な誘導を受け、国有部門向け融資に加え、民営企業向け融資や個人向け住宅ローンも次第に増加させた。

流通貨幣と銀行預金を主な対象として計測されるマネーサプライ(M2)

の動きをみると、90年代半ば頃までは、M2残高は大きな振れを伴いながらも、経済規模の拡大を強く牽引するような伸びを続けてきた。その後2000年以降のM2残高は総じて安定した推移を辿っていたが、09年にはやや突出した動きを示した(図1)。これは、08年下期にグローバル金融危機の打撃を緩和するために打ち出された、いわゆる「4兆元の景気刺激策」の影響を受けた動きであった。中央政府による奨励を受けて、全国各地でインフラ建設、企業の設備更新・拡張、住宅建設等の動きが活発化し、そのための資金調達も急増した(調達された資金は、現金または銀行預金として世の中に滞留するため、M2残高

も急増)。こうした投資は、中国に高い伸び率の経済成長をもたらし、社会の安定に大きく貢献した。

## 過剰債務問題の顕現化

しかしながら、短期間に大量に実行された投資プロジェクトの中には、投資の効果や借入主体の返済能力に関する検討が不十分なものがかなり含まれていたと指摘されている。また、産業全体の供給能力と需要量のバランスに対する現実的な見通しを欠いた設備投資の急増は、やがて過剰生産能力の問題となって製品価格の暴落を引き起こし、企業収益を圧迫し始めた。経済成長速度が鈍化し始めた12年以降、過剰生産能力、過剰住宅在庫、過剰レバレッジ(企業等の財務基盤に比して過大な債務の累積)、企業の経



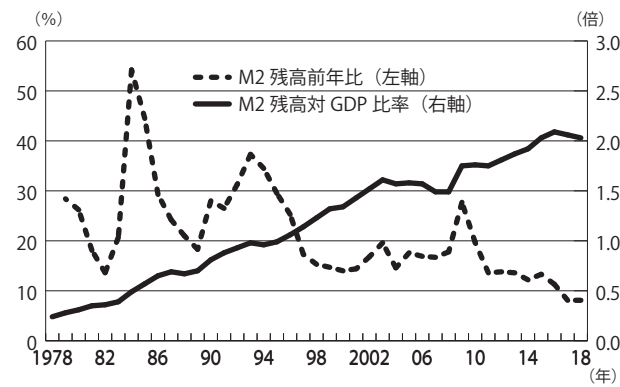
深圳の建設現場。2018年11月に筆者撮影

営コストの高さ、脆弱な産業基盤などの問題が、政策当局や企業経営者達の間で強く認識されるようになった。とくに、レバレッジを効かせすぎた資金調達は、金融バブルを膨張させるリスクが高いと考えられ、16年頃には、国際機関等からも注意喚起が寄せられる事態となっていた。

例えば、国際決済銀行(BIS)の統計で、民間非金融部門(非金融企業と家計部門)について、債務残高のGDPに対する比率(以下、債務率)の傾向線からの乖離度合いをみると、中国では12年以降、上方への乖離が目立っている(図2)。一般論として、

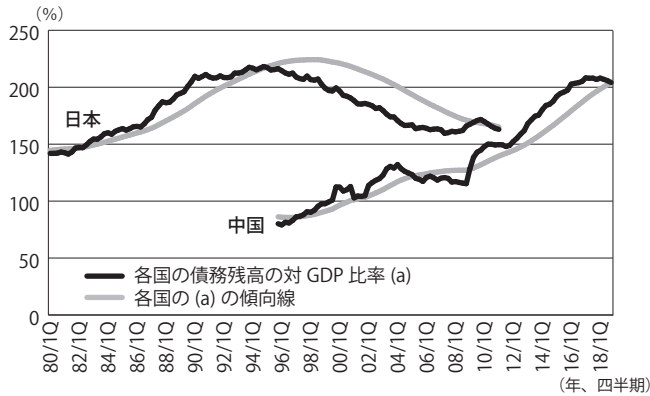


図1 中国のマネーサプライ (M2) 残高の推移



(出所) 中国金融年鑑、CEIC China Premium Database

図2 中国と日本の非民間金融部門債務残高の対 GDP 比率の推移



(出所) BIS credit-to-GDP gap statistics

民間非金融部門の債務率が長期的な傾向線から大きく上方に乖離している場合、その後では金融バブルが膨張している可能性が高く、その状況を長く維持することは不可能で、後に深刻な調整を強いられることが多い、と考えられている。

図2で示されているように、日本では80年代後半に乖離幅が拡大していた。そして、90年代の前半に資産バブルが弾けると、企業と銀行は長期にわたるバランスシート調整を余儀なくされてしまった(債務残高の対GDP比率は、傾向線から下方に大きく乖離)。他にも、程度の差こそあれ、ス

ウェーデン、タイ、イタリア、スペインなどが、似かよった経験をしている。

中国の金融当局は、そうした経験を繰り返さないよう、「デレバレッジ(過剰レバレッジの解消)には時間がかかる」と発言している。しかし、不採算プロジェクトや企業のリストラは着実に進めなければならず、政府のかじ取りは難しさを増している。

### 銀行行動の変化

16年と17年に、「三去(過剰生産能力、過剰住宅在庫、過剰レバレッジの解消)、一降(企業コストの引き下げ)、一補(弱点分野の補充)」が経済政策

の重点課題に掲げられると、金融当局による銀行業を中心とする金融機関への指導も強まった。

例えば、16年4月には、金融当局が通達を出し、鉄鋼および石炭産業の過剰生産能力削減に対する金融面からの支援方針を公表した。通達は、金融機関に対し、①対象によつて条件に差をつけた設備投資関連融資の実行(企業からの融資引き上げを含む)、②企業の過剰債務削減につながる直接金融市場の育成、③再建可能な企業の債務リストラへの協力と企業の吸収合併向け資金の提供、④リストラ人員や関連企業による起業支援、⑤輸出や海外進出の支援、等を奨励した。

さらに、16年10月、国務院は「企業のレバレッジ比率の積極的かつ安定的な引き下げに関する意見」を公表し、①企業の合併再編の推進、②コーポレートガバナンスの改善による自己拘束力の強化、③企業資産の活性化、④多様な方式による債務構成の最適化、⑤市場原理に基づいた「アット・エクイティ・スワップ(DES)」の実行、⑥法令に則った破産の実施、⑦エグザイティ・ファイナンスの積極的展開等を通じて、デレバレッジを進めることを奨励した。金融機関には、とくにDESへの協力と、適切なベースでの

不良債権処理(不良債権の売却と償却)の実行が求められている。

銀行等は、一方で金融当局が不適当と考える融資(不動産乱開発、不採算資源開発、環境汚染につながる融資等)を削減し、不良債権を処理しつつ、一方では、ある程度の融資規模を維持することを期待されている。このため、彼らは倒産リスクが相対的に小さいとみなされている国有企業や民営大企業への融資に傾斜しがちとなった。

また、金融当局によるシャドーバンキングに対するモニタリング強化を受けて、18年には信託貸出、委託貸出(銀行を仲介した企業間信用)、銀行引受手形等の融資が減少に転じ、結果として民営中小企業が資金繰りに苦しむ事態が広がった。こうした事態を受け、最近の金融当局の銀行に対する指導は、中小企業向け融資の奨励が中心になっている。

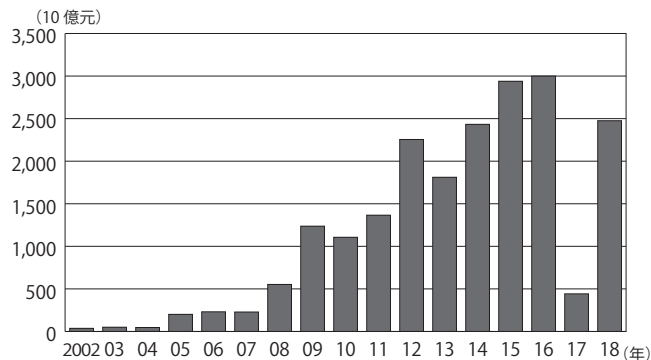
以上のような政策の下、09年に前年比30%台の高い伸びを示した人民元貸出(中国の企業および個人による資金調達)の7割程度を占める)は、10年半ば以降、徐々に伸びを鈍化させたものの、現在も依然として2桁の伸びを維持している(19年上半年期は13%台の伸び)。この間、預金・貸出金利に関する規制はほぼ撤廃されてい

表 1 中国の債券デフォルトの件数と金額

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 上期
件数(件)	6	25	56	35	120	65
額面金額(億元)	13	115	394	337	1,177	489

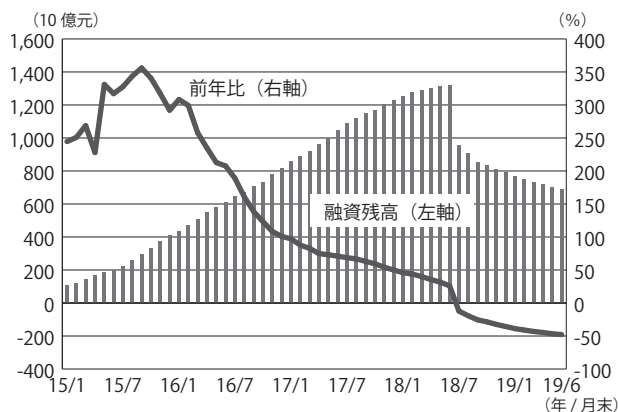
(出所) 各種報道(2017年以前)、CEIC China Premium Database(2018年以降)

図 3 中国における社債のネット発行額の推移



(出所) CEIC China Premium Database (社会融資総量統計ベース)

図 4 中国における P2P 融資残高の推移



(出所) CEIC China Premium Database

### 債券市場の変調

中国では、銀行への金融リスクの集中を緩和するため、09年以降、企業および地方政府関連機関による債券発行が奨励されるようになった。イン

ターバンク債券市場等の整備も進み、社債による資金調達量は、16年頃まで着実に増えてきた(図3)。19年6月末時点では、企業および地方政府関連機関による資金調達残高に占める社債発行残高のシェアは、10%となっている。目下、債券市場で懸念されているのは、14年以降、デフォルトが発生していることである(表1)。14年以前にも、償還の危機に直面する発行体がないわけではなかったが、社会不安の台頭を懸念する中央政府の意向を受け、銀行等が支援に乗り出し、デフォルトを回避していたと、市場ではみられて

### フィンテックへの期待

近年、中国ではインターネットを活用した資金運用・調達手段が急速に発展し、それまで金融へのアクセスに苦勞していた民営中小企業や個人を含む幅広い層に対し、利便性と収益性の高い金融商品を提供するようになった。金融当局は、そうした動きを「金融の創新(イノベーション)」として歓迎しているが、モニタリング体制が整っていないために、投資家に不利益をもたらす案件も増えている。このため、17

年下期以降、当局は規制強化のスタンスを強め、結果として市場が萎縮し、中小企業の資金繰り難につながっていると懸念されるような事象も生じている。例えば、インターネット上に開設したプラットフォームで、投資家と資金調達希望者をマッチングさせる P2P 金融は、短期間で全国に広まった。P2P 融資残高は、18年6月末のピーク時でも 1兆 3000 億元程度と、人民元貸出残高の 1% 程度に過ぎないが、その利便性の高さは大いに歓迎されていた。しかし、P2P プラットフォームの運営ルールやモニタリング体制が整っていないために、借り手による資金の持ち逃げを始め、投資家とのトラブルが頻発するようになった。トラブル回避のために、プラットフォーム運営事業者は利用者登録に関する審査の強化等を求められるようになり、18年下期以降、運営事業者、利用者数ともに減り始め、融資残高も大幅に縮小している(図4)。

中国の政府は「金融の創新」の旗は降ろしておらず、民営金融機関を含む様々な事業者が、新たな発想で社会に効率的かつ安定的に資金を供給し、また、人々の資産形成に貢献することを期待している。フィンテックの発展のためには、ルールと(市場メカ



リズムを尊重した）モニタリング体制の強化が必須の課題となっている。

## 政府のリスク管理体制の整備

中国では近年、政府部門の金融リスク管理体制の整備面での新たな動きがみられている。17年11月、国務院内に金融安定発展委員会が設立され、18年3月には主要幹部が固まった。同委員会は、中国の金融システムの安定的發展を促すために、幅広い部門の幹部を参加させている。具体的には、従来の監督部門（中央銀行と銀行、証券、保険監督部門による連携体制）に加え、マクロ経済・制度改革（国家発展改革委員会、財政部）、法整備（国務院法制弁公室、最高人民法院）、インターネット取引環境の整備（中央インターネット安全情報化委員会）、社会の安定確保（公安部）、規律維持（中央規律検査委員会）等の部門から、大臣ないし副大臣クラスが参加することになっている。

同委員会の主任は劉鶴副総理が務め、副主任には人民銀行行長と国務院常務秘書長が就き、ハイレベルの意思統一を迅速に行う体制が出来上がった。劉副総理はマクロ経済運営やその他重要な経済改革の多くの責任者でもあり、金融の安定を図りつつ、制度

改革を促す上では最適の人的配置と考えられる。また、委員会の事務局は人民銀行に置かれ、危機時の流動性供給を保証しているようにみえる。

銀行業金融機関の危機については、15年に設立された預金保険機構も関与し始めている。今のところ、預金保険の発動事例は生じていないが、19年5月に公的管理に移行した都市商業銀行の発行済債券等の処理に際しては、預金保険機構も、同債券の一時買取り・保管者として関与した模様である。

## 新たな対外開放の狙い

17年の共産党大会以降、中国の金融市場の対外開放について、新たな動きがみられ始めている。同国のWTO加盟を機に、銀行業の対外開放はかなり進展したものの、証券業や保険業については、出資制限や業務内容の制限が広範にかかっていた。ここに来て、対外開放を進展させようという動きが出てきたのは、米中摩擦の影響もあるだろうが、海外の先進的な経営手法やリスク管理手法を中国に導入する、という狙いも大きいようにうかがわれる。

既に、外国証券・保険会社が中国に進出する際の出資制限に関して、緩

和措置が適用されているほか、債券市場や資産運用市場の活性化・高度化に資する緩和政策も打ち出されている。19年7月、国務院金融安定発展委員会は、証券・保険業の出資制限撤廃を、従来予定していた21年から20年に繰り上げると発表するとともに、外資格付け機関が格付け対象とし得る中国内債券の拡大、外資金融機関による資産管理会社・年金管理会社への参入認可、外資金融機関に対するインターバンク債券市場での引受幹事業務の開放等の措置を発表した。

人民銀行スポークスマンは、一連の措置によって中国の金融市場の対外開放が進み、外資金融機関の利便性が向上するとともに、例えば、インターバンク債券市場に外資金融機関の引受幹事参入を認めることは、中国企業の融資コスト高の問題解消に資することが期待されると述べている。

## 重要度を増す市場との対話

中国経済の規模拡大につれ、同国金融市場の規模も飛躍的に拡大し、成長資金を潤沢に供給できるようになっている。ただし、融資の受け手としては、国有企業や地方政府関連機関が優先されている状況の改善は容易ではない模様で、中国政府は国内金融機

関に対し、中小企業金融の重要性を訴え続けている。リスク管理の観点から、中小企業の信用格付けが全体として、相対的に低いことは事実としても、金融機関は個々の企業の経営実態を正確に把握し、信用査定を行うべきである。

中小企業金融については、市場メカニズムに任せべき内容と、社会の安定への配慮から政府として支援すべき内容とを区別し、前者については、今以上に新しい金融技術を活用した金融商品の投入を積極的に認めていくべきであろう。経済格差の大きい中国においては、後者の視点も重要であるが、財政ないし公的制度による支援は、モラルハザードと汚職・腐敗の蔓延への配慮が欠かせない。この点では、情報開示を進め、市場からのチェックが働くシステムを確立することが重要であろう。

また、経済のグローバル化が進む中で、中国の金融リスクの顕現化は、周辺地域はもとより、世界経済にも大きな影響をもたらす可能性が高い。金融の対外開放が一段と進むことが予想される中、中国政府や市場運営者、関連団体、個別金融機関にはそれぞれの立場からの情報開示を、一段と進めることを期待したい。

ドローンのDJI、DNAシーケンシングのBGI、さらには米中貿易戦争の焦点ともなっているファーウェイなど、中国から有力なハイテク企業が次々と生まれてくるのはなぜだろうか。それは優れたアイデアを大きく育てるエコシステムが中国にはあるからである。本稿では中国でハイテク企業がたくさん誕生し、大きく育つ環境を明らかにするとともに、そこにはらまれている危うさも指摘する。

# ハイテク企業を輩出する 中国のエコシステム

●丸川知雄 東京大学 社会科学研究所教授

## ユニコーンを生み出す 仕組み

2018年に中国のGDPが日本の2・7倍となり、中国の背中がだいぶ遠くなった感があるが、それ以上に大きな差がついてしまったのがハイテク・ベンチャーの世界である。この世界では株式未上場で企業価値が10億ドルを超えている企業を「ユニコーン」と呼ぶ。19年5月現在で世界に347社あるユニコーンのうち、米国の企業が172社を占め、日本企業はプリファード・ネットワークス1社のみであったが、中国の企業は89社で、米国に次いで世界2位で

あった。

中国にユニコーンが多い第一の理由は、創業が盛んであることである。創業に関する国際的な研究組織（Global Entrepreneurship Monitor）の調査によると、中国では成人の13～16%ぐらいが最近創業したが、もしくは創業を準備中であるが、日本ではこの比率は3～5%にとどまる。

第二の理由は、ベンチャー企業に資金を投資して大きく育てるベンチャーキャピタルの活動が盛んであることである。PwCのレポートによれば、16年に中国（香港を含む）でベンチャーキャピタルが集めた資金は730億

ドルで世界の22%を占めていた。一方、同じ年にベンチャーキャピタルが中国で投資した金額は2230億ドルで世界の73%を占めていたという。つまり、中国国内だけでなく、海外のベンチャーキャピタルも中国のベンチャーに多額の資金を投じたということである。

## 自転車シェアリングの 急成長

17年以降に中国を訪れた人は街にカラフルな自転車が氾濫していることに気づいたであろう。その正体はシェア自転車である。1980年代までの中国は自転車王国として知られて

いたが、その後、街にクルマが増えるにたがって自転車に乗るのが危険になり、数がめっきり減っていた。街に自転車を劇的に復活させ、都市部での渋滞緩和にも貢献したのがシェア自転車である。30分以内の利用なら0・5元という安さに加えて、路上で見つけたら解錠して乗り、好きなところまで乗っていったら、停めて施錠すれば返却完了という手軽さが大いに受けた。

中国でシェア自転車を広めた立役者がモバイクとofoという2社のベンチャー企業である。モバイクは82年生まれで自動車関連の新聞記者の経験がある女性起業家の胡瑋煒が、既存のレンタル自転車は不便なので何とかしたいとの思いから、ウーバー上海の総経理だった王曉峰の協力を得て創業したものである。また、ofoは91年生まれで北京大学修士課程の大学院生だった戴威が4人の仲間とともに14年に創業した。戴は院生になる前に青海省で数学教師として勤めた際に自転車が好きになり、北京大学に戻ってから自転車サークルをつくった。これを商売にするために創業し、当初の活動は自転車ツアーを企画運営することであった。やがて会社の資金がつかたので、つぎに始めたの



が、大学のキャンパス内での自転車シェアリングである。中国の大学キャンパスは広大なので自転車があると便利だが、自転車が盗難にあったり、乗りたいたときに近くに自転車がないといった不向きがあった。そこでスマホによる解錠システムを開発して自転車シェアリングを始めたのである。

モバイクとofoを大きく成長させたのがベンチャーキャピタルからの資金である。ofoの場合、中国系ベンチャーキャピタルの金沙江创投やライドシェア大手の滴滴出行から出資を受けた。モバイクも中国系ベンチャーキャピタルの創新工場や米国のセコイヤ・キャピタルからの投資で大きくなった。

投資家たちは、モバイクやofoがIT技術を活用して、利便性の高いシェア自転車を低コストで実現したことに注目した。筆者はモバイクを中国でたびたび利用しているが、地下鉄駅を降りて付近を見渡せばたいはい何台も見つかるし、見つからなくてもスマホのアプリを起動すると、どこに自転車があるのかを表示してくれる。自転車を見つけたら、スマホのカメラで自転車に印刷してあるQRコードを読み込む。すると、通信を通じて借主と自転車とが結び付けら

れ、自転車が解錠される。目的地に到着して自転車の鍵を閉めればそれで返却が完了し、支払宝または微信支付を通じて利用料金を支払う。身分証明証と顔写真をスマホで送って利用登録を済ませると、モバイクの自転車が配置してある全国のどの都市でも利用できるのも便利である。

東京の都心部では日本の大手某IT企業が区役所からの委託を受けてシェア自転車を運営しているが、自転車にフェリカのリーダー装置を搭載しているため、モバイクに比べて自転車1台あたり優に10倍以上のコストがかかる。しかし、その利便性はモバイクに比べて格段に劣ると言



北京の路上に配置されたモバイクのシェア自転車。  
2019年3月筆者撮影

わざるをえない。専用の駐輪スペースで借りて返さなければならぬという点は日本の国情から致し方ないとしても、自転車を借りたり返却したりする操作が煩雑だし、アプリもわかりにくい。そもそも緻密な公共交通のネットワークがあつて、車道も歩道も混みあっている都心部でシェア自転車を使うニーズがどれほどあるのかも疑問である。中国と日本のシェア自転車を比べてみてわかることは、ハイクの価値を決めるのはコストの多寡ではなく、どれだけシンプルで使いやすいか、どれだけ人々のニーズに寄り添えるかにかかっているということである。

## 大手企業の破綻

17年には「新四大発明」の一つと持ち上げられたシェア自転車だったが、18年には早くも陰りが見えてきた。路上に放置された自転車が適切にメンテナンスされない結果、使おうにも故障して使えない自転車が多くなり、各都市で膨大な粗大ごみが積みあがった。モバイクは18年4月に美団点評に27億ドルで買収されたが、買収後に同社のビジネスモデルには根本的な欠陥があることが明らかになら

た。買収されてから約4週間のモバイクの利用料金収入は1億4700万円であったが、メンテナンスや減価償却などのコストが5億5400万円で、4億元以上の赤字である。つまり、利用料金を4倍に引き上げないと収支が合わない計算となる。だが、料金を引き上げれば利用者数は減るだろうから、果たして損益分岐点が存在するのかさえ疑わしい。一方、ofoは自転車メーカーから代金未払いで訴訟を起こされ、ユーザーから預かったデポジットの返還も滞っており、既に破綻状態にある。

これまでシェア自転車に対して自由放任の姿勢をとってきた地方政府も19年に入ってから規制に乗り出した。広州市は市中心部におけるシェア自転車の運営を認めるのはモバイク、アリペイ系のハローバイク(哈囉出行)、滴滴出行が運営するディーバイク(青橘單車)の3社に限定し、配置する自転車の総数を40万台までとした。他の主要都市でも破損して放置されたシェア自転車を処分するなどの管理を強めている。民間のITベンチャーによって急速に発展したシェア自転車であるが、多大な利便性をもたらす一方で、事業としての持続性に課題を抱えていること

が明らかとなり、いま地方政府の管理の下で軌道修正を図りつつある。

実は、ofoがまだ北京大学内のベンチャーだったころ、大学間の交流で、東京大学TLO（技術移転機関）の担当者がそのプレゼンテーションを聞いたことがあるという。その時

この担当者は、東大ではofoのようなベンチャーを支援することは難しいと感じた。それはofoの事業が大学の研究成果を産業化するものではなかったからである。東大でも起業家教育を行っているが、起業を志す学生に対しては十分に準備して慎重に起業するよう促している。北京大学や清華大学では、水に飛び込んでから泳ぎ方を覚えると言わんばかりにどンドン起業させているが、東京大学の姿勢はそれとは対照的である。

最盛期の17年後半には20カ国に1000万台もの自転車を配置し、ユニコーンにもなったofoが、そのわずか1年後には経営破綻に陥った展開を見ると、たしかに東大TLO担当者の見立ては正しかったといえる。だが、「虎穴に入らずんば虎子を得ず」の譬え通り、ofoの成長がなければ、シェア自転車は民間企業の事業として成り立つという展望が開けることもなかったであろう。東大

TLOがofoには投資できないと見たのは慧眼だったが、世の中が慎重な投資家ばかりであれば、ユニコーンはなかなか誕生しないというのもまた真実である。

### 北京における「大衆創業」

15年春の全国人民代表大会で李克強首相が「大衆創業、万众創新」、つまり大衆による創業とイノベーションを促す方針を表明して以来、創業というよりもむしろ創業支援がブームになっている。全国の主要都市では「衆創空間」（メーカースペース）と称する創業支援のための施設が、まさに雨後のタケノコのごとく現れた。

北京のITベンチャーのメッカと言えば、海淀区の中関村である。この近隣には北京大学、清華大学をはじめとする多数の大学があり、レノボなどのハイテク企業を輩出した場所でもある。ただ、00年代前半までは中関村の街で最も目立っていた産業はパソコン販売・サービス業だった。中関村の地下鉄駅周辺にあるいくつかのビルには、パソコン、周辺機器、ソフトなどの販売店が多数入居し、大勢の客でにぎわっていた。しかし、かつて喧嘩を極めていたビルはいまやもぬ

けの殻であり、ゴーストタウンの趣がある。中関村でいま活気があるのは中関村創業大街と呼ばれる通りとその周辺で、ここには50以上のインキュベーターがあつて、ベンチャーを立ち上げた若者たちが日夜仕事に励んでいる。前述のofoの本社も中関村創業大街から2ブロック東側にある。

北京のインキュベーターの一つである創業公社は、北京の国有鉄鋼企業的首都鋼鉄が投資して作った施設である。首都鋼鉄は製鉄所を河北省に移転して以降、北京の土地資産を生かしてインキュベーター業を發展させようとしている。創業公社には、自動で窓ふきをするロボットだとか、素人でも弾けるギターを作る会社も入っているが、翻訳や医療の仕事を取り次ぐプラットフォームなどサービス業の企業も入居している。ここはアイデアを形にする場所というよりも、会社としてスタートして間もないベンチャー企業を支える場

であり、政府から補助金が出ているので入居企

業の賃料は1平方メートルあたり6〜8元と格安に抑えられている。共有スペースには舞台とスクリーンがあり、ここは「路演（ロードショー）」の場である。ロードショーとはベンチャー企業が自社の技術や製品を投資家や同業者にアピールする場で、中関村では毎日どこかで開催されているという。

中関村創業大街はもともと書店が集まる通りであったが、今では多数のインキュベーターが入居している。その一つのJD+智能奶茶館はネット小売の京東が運営するカフェであるが、その中ではベンチャーが開発した製品が展示されており、創業を目指す人々の交流の場となっている。

中関村で創業し、いま成功の道を歩み始めているベンチャー企業の一つ



北京の中関村創業大街の入り口。よく見ると「北京海淀圖書城」と李先念の揮毫があるが、いまや書店は一軒もない。2017年8月筆者撮影



として北京雲迹科技有限公司を紹介しよう。同社では、自分で学習して移動するロボットを作っている。同社の主力商品は、オフィスビルなどのロビーに配置されていて、客を目的の階まで一緒にエレベーターに乗って案内するロボットや、ホテルやレストランで料理を配送するロボットである。社内には、中国地図が大画面に映し出され、中国全土に配置された自社のロボットの稼働状況が一望できるようにになっている。

シニカルな言い方をすれば、中間村に多数のインキュベーターやメーカーペースができたのは、パソコン販売・サービス業が廃れたあとの物件を有効活用するために、不動産業者たちが夢見る若者たちをターゲット



北京のJD+ 智能奶茶館。テーブルの上にベンチャーが生み出した製品が展示されている。2017年8月21日筆者撮影

トにしたからである。これらでは、入居したら創業に漕ぎつけるためのサポートが得られると喧伝されているが、果たしてどれぐらいの確率で創業に成功するのは不明である。

### 創客たちが集まる深圳

深圳は中国政府が「大衆創業」のスローガンを打ち出す以前から大衆による創業の場であった。00年代半ばに、ここで「山寨携帯電話」と呼ばれる安価な無名ブランド（または偽ブランド）の携帯電話を作る中小企業が勃興し始めた。テレビの工場が集まっていた上歩工業区では、工場が东莞などに移転して去ったのち、空になったビルに山寨携帯電話メーカーや、それらを相手に電子部品を販売する店が多く入居するようになり、いつしかここは華強北電子市場と呼ばれるようになった。

山寨携帯電話産業は11年まで急速に盛り上がり、最盛期には1000社以上のメーカーが存在したが、それ以外にもUSBメモリやタブレット端末など様々な電子機器を作る中小企業が深圳に集積していた。



北京雲迹科技有限公司の案内用ロボット「雲帆」。2018年8月25日筆者撮影

しかし、スマホが普及するにつれ、品質が不安定な山寨携帯電話は廃れ、企業のなかにはウェアラブル端末などへ転身を図るものもあったが、あまり成功していない。山寨携帯電話産業の縮小とともに華強北電子市場もやや縮小気味である。

そうした状況を逆転させるために、電子市場のビルの所有者である華強集団や賽格集団が力を入れ始めたのが「創客」の育成である。「創客」とは「将来、事業化することを夢見て自分でものづくりをしている人」といった意味である。華強集団と賽格集団は、電子部品の販売店が入居するビルの2フロアを使って、創客たちが製品の試作などの仕事をする場所である「メーカーペース」を作り、そこに国内外からモノ作りでの創業を目指す若者たちを招き入れた。

深圳市政府も15年から創客育成策に力を入れ始めた。深圳市は3カ年計画でメーカーペースを200カ所に増やすという目標を立て、1カ所あたり数十万元から200万元ぐらいの補助金を出した。実際、17年までの3年間で約236カ所のメーカーペースやインキュベーターに対して補助金が支出されている。さらに独創的な製品を生み出そうとしている創客自身に対しても1件あたり10万〜60万元程度の補助金をだして製品化を後押ししている。

創客が成長するうえで深圳の強みといえば、何といても華強北電子部品市場が存在することであろう。ここではありとあらゆる種類の電子部品が入手でき、電子関連の製品を試作する場所として、これ以上すばらしい環境はない。電子部品市場の背後には深圳や东莞の電子部品メーカーがあるので、企業が成長したらサプライヤーのネットワークを作るとも容易である。

深圳が民生用ドローンの世界最大の集積地になったのも、こうしたエコシステムの存在があつてこそである。これからも我々が予想もしないような新しいビジネスが深圳や北京から飛び出してくるだろう。

中国のICT産業（情報通信技術産業）は、量的にも質的にも急速な発展を遂げている。このエコシステムを見ると、総じて国有企業の存在感が強いものの、インターネット関連ビジネスやスマートフォンでは民間企業の強さが目立つ。ただし、ハイエンドの半導体は外資依存が続く下で、中国のICT産業は、米国の関係の影響や、中国政府と外国との間の板挟みなど、容易ではない問題を抱え、難しい局面にある。

# 中国ニューエコノミーを支える ICT産業のエコシステム

●新川陸一 NTDデータ(中国)投資有限公司チーフストラテジーオフィサー

## 1. 中国ICT産業の現状

### (1) 規模の拡大

中国のICT産業は、ここ数年急速な発展を遂げている。2008年と18年を比較すると、ソフトウェア・情報技術サービスで9・4倍、情報関連連製造業で3・3倍の規模となり、ICT産業全体でも3・8倍の規模に成長している(表1)。この間日本では、ソフトウェア・情報技術サービスや通信サービスが成長しているものの、携帯電話やテレビ等の生産が縮小したことを主因に情報通信関連製造業の規模が大幅に縮小していることにより、ICT産業全体の規模も縮小している。このため、中国と日本のICT産業の規模を比べると、08

年には中国は日本の約1・5倍であったものが、直近では6倍以上の規模となっている。

### (2) 質的なレベルアップ

また、技術的なレベルアップも著しく、情報通信関連製造業では、量の増加とともに品質も年々向上している。最近スマートフォンの販売が前年割れとなっているのは、それぞれの機器の耐用年数が上がったことも一因とも言われている。通信サービスに関しても、都市部で暮らす限りスマホで4Gの通信ができないことは稀である。

ソフトウェアでは、公共インフラ、製造業、卸小売業、サービス業など幅広い分野で、業務運営、内部管理等の多くのシステムが稼働している。さらに最近では、AI、ビッグデータ

クラウド、IoT、ブロックチェーン等の新技術を活用したシステムも幅広く導入されている。スマホのアプリの発展も著しい。友人・同僚等とのコミュニケーション、ニュース、ショッピング、料理・弁当デリバリー、地図検索、タクシー呼出、自転車借用、航空券・鉄道チケット購入、ホテル予約、音楽・映画・テレビドラマ等視聴、読書、各種支払い、博物館・美術館・名所旧跡案内、レストラン予約、企業情報検索、健康・運動管理、医療相談など、幅広い活動がスマホアプリによって、ほとんどストレスなく行うことが可能となっている。中には、タクシー呼出の「滴滴(ディーディー)」のように中国発で日本に上陸してきたアプリもみられる。ちなみに、中国で

は市内の地下鉄・バスの時刻表がほとんど存在しないか、または公開されていないので、具体的な乗り継ぎ予定時刻を示すアプリについては、日本を越えることはなからう。また、スマホ等を通じたインターネットを活用した販売促進を担う「デジタルマーケティング」(『数字营销』)や、オンラインとオフラインを融合した「O2O」(オンライン・トウ・オフライン。『在線離線』または『線上線下』)は流行語となっている(『』は中国語。以下同じ)。

## 2. 中国ICT産業発展の背景

このように中国ICT産業を大きく発展させた主な原動力として、①海外技術の導入、②政府の支援政策、③中国人の起業精神があると考えられる。

### (1) 海外技術の導入

中国は1970年代末から改革・



深圳・華強北のビル内で所狭しと販売されている読み聞かせ機能等のあるロボット(写真は筆者提供)。



表1 中国・日本のICT産業規模の変化(金額は兆円)

	中国 2008年 (A)	日本 2008年 (B)	中国 2018年 (C)	日本 2017年 (D)	成長度 中国 (C)/(A)	増減率 日本 (D)/(B)
下記ICT産業計	99	68	375	59	3.8倍	▼13%
ソフトウェア・ 情報技術サービス	11	20	105	22	9.4倍	+10%
情報通信関連 製造業	76	30	248	18	3.3倍	▼39%
通信サービス (固定・移動計)	12	17	22	18	1.8倍	+6%

(出所・注) 中国データは、工業信息化公表の各業種における本業での売上データ(2018年情報通信関連製造業は金額が未公表のため公表済の増加率より推計)を各年の平均為替レート(国家統計局)により円に換算。日本データは、総務省「令和元年版情報通信白書」資料編中の「名目国内生産額」。「ソフトウェア・情報技術サービス」は「情報サービス」と「インターネット付随サービス業」の合計。両国データとも「情報通信関連製造業」には、携帯電話、コンピュータ、電子部品、半導体、テレビ等を含む。

開放政策へ舵を切り、90年代以降本格的な発展を開始した。改革・開放政策とともに、90年代後半以降、世界的なインターネットを中心とするICT産業の発展時期と重なったこともあり、多くの分野で、海外諸国で誕

生した新たな技術を積極的に導入することににより大きな発展を遂げてきた。中国はこの間、①海外諸国が長年の苦勞の末に産み出した技術・ノウハウを短期間のうちに導入した、②ほとんど何も無かったところに新技術を導入したため、既存の技術が大きな制約にならなかった、という意味でいわゆる「後発者利益」を享受したと言えよう。

(2) 政府の支援政策

中国政府は49年の建国以来、一貫してICT産業を含むハイテク産業を積極的に育成・支援するスタンスにある。現在実施中の第13次五カ年計画(16~20年。全国人民代表大会で承認)の政策方針の中でも、「ネットワーク強国戦略」(「網絡強国戰略」)、「インターネットプラス」(「互聯網+」)、「国家ビッグデータ戦略」(「國家大數據戰略」)、「中国製造2025」といった政策方針が織り込まれ、こうした方針に基づき中国政府は対象企業に対して補助金交付等の優遇策を行ってきた。

現在、米中摩擦における米国から中国への要求の中に、中国が国有企業に対する補助金の交付を停止することが含まれていると報道されている。しかしながら、ICT産業の発展は

中国経済全体の成長と国家の安全を支える柱の一つとなつていよう、各種補助金は、上記のとおり公式な政策方針として、民間企業や外資企業を含めて交付しているものであることから、これを完全に停止することは容易なことではなからう。

(3) 中国人の起業精神

中国にいと中国人の起業に対する積極性を感じる事が少なくない。特に、インターネット関連ビジネスに関しては、創業時には必ずしも高額の投資を要するものではないこともあつて、若者による起業が活発である。中国政府も、雇用対策の二環として『大衆創業、万衆創新』(大衆による創業・イノベーション)というスローガンを掲げ、起業を支援している。中国の多くの起業家には「考える前にまよやる。やつてから考える」という傾向があるとも言われており、この傾向は長所でも短所でもある。

### 3. 中国ICT産業のエコシステム

こうした中国のICT産業は、これを構成する各分野の発展により、巨大なエコシステムを形成している。

中国のICT産業のエコシステムに関して、縦軸をソフトウェア・情報技術サービス、情報通信関連製造業通信サービスという業種別に分け、横軸を中国国有企業系、中国民間企業外資企業に分けて整理すると表2のとおりとなる。同表から読み取れる主な特徴として以下の点が挙げられる。

(1) 国有企業系の存在感の大きさ

中国の国有企業と言えば、資源・金融等の伝統産業で独占的な地位を占めている印象が強いが、ソフトウェアでも、中国電子信息产业集団や中国電子科技集団など中央国有企業(中央政府直轄の国有企業『央企』)の存在感が大きい。ほとんどの社会インフラシステムはこうした国有ICT企業によつて構築されている。また、情報通信関連製造業についても、日本でも有名なPCのレノボ、防犯カメラのハイクビジョン、および米国から制裁を受けた通信機器のZTEなども、直接・間接の大株主に政府機関が名を連ねる広義の国有企業であるなど、国有企業系の存在感が大きい。

(2) インターネット関連ビジネスおよびスマートフォンは民間企業優位

インターネット関連ビジネスおよびスマートフォンでは、民間企業が優位を占めている。

インターネット関連ビジネスでは、アリババ、テンセント、バイドゥ、ジ

表 2 中国 ICT 産業エコシステムを形成する主な社名・ブランド名

	中国国有企業系	中国民間企業	外資企業
ソフトウェア・情報技術サービス	CEC 中国電子情報産業集団 CETC 中国電子科技集団 Aisino 航天信息 CS&S 中軟 NARI 南端	アリババ テンセント バイドゥ ジンドン Neusoft 東軟 Yonyou 用友	アマゾン
情報通信関連連製造業			
PC・コンピュータ	レノボ 联想 清華同方 Inspur 浪潮	Hasee 神舟 ハイアール	アップル DELL HP acer ASUS MSI 微星 IBM
スマートフォン		ファーウェイ OPPO vivo 小米	アップル サムスン
通信機器	ZTE	ファーウェイ	
半導体	中芯国際 上海華虹 華潤微電子 CEC 中国電子情報産業集団	ハイシリコン (ファーウェイ)	インテル サムスン クアルコム NVIDIA AMD SKハイニックス Micron BROADCOM MediaTek
その他	ハイクビジョン海康威視		
通信サービス	中国移动 中国电信 中国聯通 ZTE FiberHome 烽火 H3C 新華三 ノキアベル (国有企業と合併)	ファーウェイ	

(出所・注) 中国のブランド分析・ランキング作成を行っている「中国品牌網」のほか、「2019 中国ソフトウェア企業 100 強」、「中国国有中央企業リスト」、および中国半導体業界協会「2018 中国半導体製造企業ランキング」等を基に筆者作成。民間企業のうち、VIE 等により外資が入っている企業について、中国で発足した企業は中国民間企業に分類。

ンドン(その頭文字を取って「BAT J」と呼ばれる)などの民間企業の存在感が圧倒的に大きい。特に、アリババとテンセントの2社は時価総額で40兆円相当以上の巨大企業である。アリババはEC、テンセントはSNSとゲーム、という本業を中心に稼得した利益により、多くのスタートアップ企業に対して幅広く投資をも行っており、スタートアップ企業にとっては「アリババやテンセントから、出資・融資の声がかかることが目標の一つ」と言われるほど、両社の影響力は大きい。両社を含め、現在の有力インターネット企業はみな民間企業である。

また、携帯電話・スマートフォンに関しても、かつてモトローラ、ノキアといった外資ブランドが大きなシェアを有していた2000年代とは打って変わり、10年以降スマートフォンが爆発的に普及する中で、ファーウェイ、OPPO、vivo、小米(シャオミー)等の中国ブランドがシェアを高めてきた。各社は中国でも人気のあるアップルのiPhoneを意識し、「iPhoneよりもコストパフォーマンスが高い」ことを訴えてシェアを伸ばしてきた民間企業である。

このように、インターネット関連ビジネスおよびスマートフォンでは、民

間企業の存在感が大きい、逆に言うところ、こうした分野は国有企業が進出していなかった「空白地帯」であったがゆえに、民間企業がシェアを伸ばすことが可能だったと言える。

なお、表2のとおり整理すると、中国ICT産業エコシステムの中で、ファーウェイの存在が大きいことを改めて認識する。通信機器・通信サービスを皮切りに、10年頃からスマートフォン製造販売でも頭角を表すなど、その存在感は圧倒的なものがある。

(3) ハイエンド半導体は外資依存 上記のとおりICT産業エコシステムの大部分で、中国の国有企業および民間企業が大きな存在感を示しているが、情報通信関連製造業の中の「半導体」に関しては、中国の有力企業も存在するものの、ハイエンド製品では外資企業依存が続く状態となっている。中国では、1950年代に国産コンピュータの研究開発を始めたが、ほぼその同時期から半導体をも重視し、60年には中国科学院の中に半導体研究所を設立した後、60年代半ばには国産半導体を産み出し、70年代には既に国内に数十カ所の半導体工場が存在した。その後70年代末から改革・開放政策に転じた中で、積極的な外資導入が行われたが、こ

れが外資依存を高めることともなった。また、中国の外では既に国際的な半導体の国際分業体制が出来上がっていた中で、中国国内に幅広い分業を必要とする半導体のサプライチェーンを改めて十分に構築することができずに今日に至っている。政府の積極的な半導体国産化推進政策により、中国国内での半導体生産も伸びて来ているが、ハイエンドの製品に関しては、未だ外資企業に依存せざるを得ない状況にある。

#### 4. 中国ICT産業が抱える問題

このように巨大なエコシステムを形成している中国ICT産業は現在、主として以下のような問題により難しい局面におかれている。

(1) 米国の関係の影響

まず中国ICT産業が足下で抱える最大の問題は、米国の関係の影響である。米国はトランプ政権成立後、中国に対する姿勢を強化し、ZTEに対する再制裁やファーウェイの締出しを行うとともに、日本を含む他国に対してもファーウェイ製品を使用しないよう働きかけている。中国と米国の交渉は断続的に継続されているが、中国にとっては、①ハイエンドの半導



体を含むICT産業の重要部品が米  
国等の企業から調達できなくなる可能  
性、②中国のICT製品が米国等で  
販売できなくなる可能性、といったリ  
スクを抱えることとなった。中国と米  
国が短期間のうちに完全に妥結して関  
係が回復する可能性は高くないことか  
ら、この問題は今後相当の期間に亘っ  
て継続する恐れがある。特に、上述の  
とおりハイエンドの半導体を外資企業  
に依存する中国にとって、今回の米国  
の対応は長期的には中国によるハイエ  
ンド半導体の国産化比率引き上げを  
早める要因となる可能性もあるが、当  
面は困難が続くことが懸念される。

(2) 中国政府と海外との間で板挟み  
中国では2015年に施行された  
国家安全法で、中国の国民と組織は、  
中国政府の安全機関、公安機関、お  
よび関連の軍事機関に対して、必要  
なサポートと協力を行わなければなら  
ないことや、企業組織は国家安全の  
ために関連政府機関に協力しなければ  
ならないことが定められている。ま  
た、17年に施行されたネットワークセ  
キュリティ法でも、ネットワーク運営  
者は、公安機関、国家安全機関によ  
る法律に基づく国家安全擁護や犯罪  
捜査の活動のために、技術サポートや  
協力を提供しなければならないと規

定されている。

中国のこうした一連の法制は、13年  
に明らかになったスノーデン事件(米  
国政府情報機関の職員であったスノー  
デン氏が米国IT会社と協力して他  
国の情報を収集していたことをメデイ  
アに告白したもの)や、16年に米国で  
銃乱射事件の捜査のためにFBIがア  
イフォーンのセキュリティロック解除を  
要請した件をアップルが拒否した事件  
が、大きな動機の一つとなっているもの  
とみられる。

こうした規定により中国のICT  
産業は、諸外国から、「中国のICT  
を使うと中国政府に情報が送られる  
可能性がある」との眼で見られること  
となった。この批判的となつている  
ファーウェイは、こうした懸念を払拭



北京の街角の交通監視カメラ。こうしたカメラ設置は、  
交通違反や犯罪の抑止効果が高いとのこと。

しようと反駁を繰り返しているが、中  
国政府が国家安全のために協力を求  
めてきた場合には、これに応じなけれ  
ば中国では非合法ということになる。  
一方で、諸外国からの懸念に対しては  
払拭に努めざるを得ない。多くの中国  
ICT企業は、この点において板挟み  
のかたちとなっている。

(3) 国有企業は改革の最中  
上述のとおり、ICT産業全体の  
中では国有企業が存在が大きいが、全  
体的に、中国の国有企業は未だ改革  
の最中にある。利潤率の向上、権限  
の委譲、民間資本の導入、一部の合併・  
再編など、一定の進展があるようだが、  
引き続きさらなる経営効率の向上やガ  
バナンスの強化などが必要とも指摘さ  
れている。多くのICT産業の国有企  
業も、こうした改革を混乱なくさらに  
進展させ、迅速な意思決定や安定し  
た経営管理を定着させることを目指  
している。

(4) 民間企業の実益獲得困難  
上述のとおり、インターネット関連  
ビジネスに関しては中国民間企業の存  
在感が大きいものの、こうした新興イ  
ンターネット企業が安定的な利益を  
稼得し続けることは容易ではない様子  
である。最も典型的な事例の一つは、  
16~17年に大流行したシェア自転車

ある。数社による激しいシェア争いの  
ため多数の自転車の配備競争が繰り  
広げられたことから、利益が上  
がらず、当時シェア自転車業界をリー  
ドしていた企業は、資金繰り難や身  
売りなどの状況に陥った。シェア自転  
車以外にも、シェア自動車、シェア傘、  
シェアバスケットボール、シェアカラオ  
ケ、シェアジムなど、多くの「シェア  
○○」が誕生したが、こうしたシェア  
エコノミービジネスで利益を上げるこ  
とは総じて容易ではなく、全体的には  
現在ビジネスモデルの見直しを迫られ  
ているものが少なくない。上述のB A  
TJの中でも、売上額の大きいジンド  
ンや、検索・AI・自動運転で存在  
感を示すバイドゥも、安定的な黒字の  
継続は容易ではない様子である。

### おわりに

中国のICT産業は、既に巨大な  
規模に拡大し、質的にも相当な進歩  
がみられる。一方で、国有企業は未だ  
改革の最中にあり、多くの民間企業は  
利益を産み出すことに並々ならぬ苦  
労を続けている。日本は、こうした実  
情を踏まえつつ、米国との間でバラ  
ンをとりながら、中国ICT産業の  
発展を日本の発展に活かすことが望ま  
しいものと考えられる。



# 対中ODAの軌跡

中里太治 国際協力機構 中華人民共和国事務所 所長

対中 ODA は 40 周年を迎える。1979 年 12 月の大平正芳総理の中国訪問でその幕は開かれた。ここであらためて 40 年を振り返り、今後の日中関係を展望する一助としたい(本誌編集担当)。



**はじめに**

2018年10月、安倍晋三総理が訪中した際、対中 ODA の新規供与の終了を伝達、両国首脳は今後新たな次元の日中関係として、開発協力分野における対話や人材交流を推進することを決めた。本稿では、対中 ODA の 40 年の軌跡を紹介する。

**1. 対中 ODA の経緯**

日中国交正常化(1972年)及び中国政府の改革・開放政策(78年)を経て、79年12月に大平正芳総理が中国を訪問し、中国の近代化への協力要請に応える旨を表明して対中 ODA が始まる。2017年度末時点で、日本の対中 ODA は、円借款が約3兆3166億円、無償資

秦皇島港石炭埠頭と北京～秦皇島間鉄道

金協力が約1398億円(JICA 担当分)、技術協力が約1849億円、総額約3兆6000億円を超える。1万人以上の日本人専門家や海外協力隊員が ODA 事業に参画し、3万7000人以上の中国人が研修に参加した。

〈1980年代〉

80年代の協力の重点は、経済成長のボトルネックになっていた経済インフラの整備であった。エネルギー消費の大半を石炭に依存する中国にとって、山西省等内陸の石炭産出地と沿海部の石炭消費地を結ぶ鉄道と港湾の整備は極めて重要だった。秦皇島港の拡充、北京～秦皇島間鉄道の拡充、大同～秦皇島間鉄道の建設により、河北省秦皇島港は中国最大の石炭積出港となる。81年には国営企業の工場近代化のための開発調査が始まる。

時点、11%(02年時点)を占める。空港建設は武漢、北京、ウルムチ、蘭州、上海、西安(咸陽)で行われた。水力・火力発電所建設は約20カ所で行われた。インフラの整備は日本を含む国外からの直接投資を促進し、直接投資が対外貿易の拡大と多様化をもたらした。

**◆工場近代化のための開発調査**

日本の専門家が、視察と討論を通じ、①工場の概要、②生産工程の現状と問題点、③生産管理の現状と問題点、④工場近代化計画(計画の内容、スケジュール、近代化に要する経費、近代化計画実施上の留意点)、⑤結論と勧告という報告書を作りあげるもの。参画する中国側専門家に技術移転が行われ、20年間に109件の調査が実施された。工場近代化は同時に、日本の経済界にも要請され、日中経済協会(当時・土光敏夫会長)などが協力した。

**◆経済インフラ 経済インフラ支援は90年代末まで続く。** ODA により3842キロの鉄道を電化、電化路線総延長1万4864キロ(2000年時点)の25・8%、2万5007キロ(08年時点)の15・3%を占める。1万トン級以上の船舶用大型埠頭が359カ所建設された。これは全埠頭数の13%(95年

**〈日中友好の象徴的事業〉**

80年代、後に日中友好の記念的存在ともなる事業も始まる。中日友好医院、海外協力隊事業、日中青年の友情計画に基づく青年招聘事業(87年)、日中青年交流センター、中国リハビリ研究センター、ベチューン医科大学日中聯誼医院、長春中日



友好浄水場等だ。

◆中日友好医院 最初の無償資金協力により施設・機材が整備され、技術協力（含、海外協力隊）により医療技術者等が育成された。84年に開院。現在は北京屈指の大型総合病院でベッド数1610床。現在も看護師海外協力隊員が活躍中だ。

◆海外協力隊 派遣総数約850人。専門分野は、教育68%（日本語50%）、保健・医療17%、農林水産7%、鉱工業5%、その他3%。いまでも『人民網』が特設サイトで、歴代ボランティアの活躍を日中二カ国語で伝えている。

◆中国リハビリ研究センター 中国障害者連合会（当時の会長は鄧稼方）の要請により設立を支援した。リハビリ治療、教育、研究を行う総



中日友好医院（上）での2003年SARS流行時の支援（下）

バランス、持続可能性の確保、日中交流促進を重点分野とすること、内陸部の資源賦存地域・貧困地域をも重点地域とすること

合的機関。88年10月落成。無償資金協力、技術協力を通じ、施設の建設、医療器材供与、理学療法士・作業療法士制度導入のための基盤整備、人材育成、研究カリキュラム・教材づくりが行われた。

〈80年代後半〜90年半ば〉

80年代後半から90年代半ばの改革・開放政策の進展に対応し、協力規模は、紆余曲折を経ながらも拡大。経済インフラへの協力が拡充され、例えば海南島について地域総合開発計画調査（技協）に基づき、運輸・通信インフラ事業整備に円借款が活用された。また海外投融資により大連工業団地が整備された。

91年12月、JICA「第1次国別援助研究会」（大来佐武郎座長）は、従来の経済開発とともに経済発展の

を提案。92年3月、日本政府経済協力総合調査団と中国政府との対話により、この提案をふまえた協力方針が確認された。また92年閣議決定された『政府開発援助大綱』により環境協力が一層重視される。これを受け、対中ODAの対象分野としては社会開発分野、地域としては内陸部への支援が拡大し始める。

円借款（88〜95年度）の対象分野

も、北京ほか主要都市の上下水道やガス供給などの社会インフラ、都市間通信インフラ、肥料工場建設などに広がる。環境分野の協力も進展し、日中友好環境保全センターの設立が始まる。保健医療分野では無償資金協力和技術協力により中国および西太平洋地域のポリオ撲滅（2000年）につながる協力が始まる。

◆社会インフラ（下水道等） 円

借款により59都市の下水道を整備。汚水処理場総規模（990万 $m^3$ /日）は、都市下水処理能力（6122万 $m^3$ /日、06年）の約16%を占めた。都市汚水処理率は、91年14.9%から08年63%へと改善。

◆日中友好環境保全センター 88

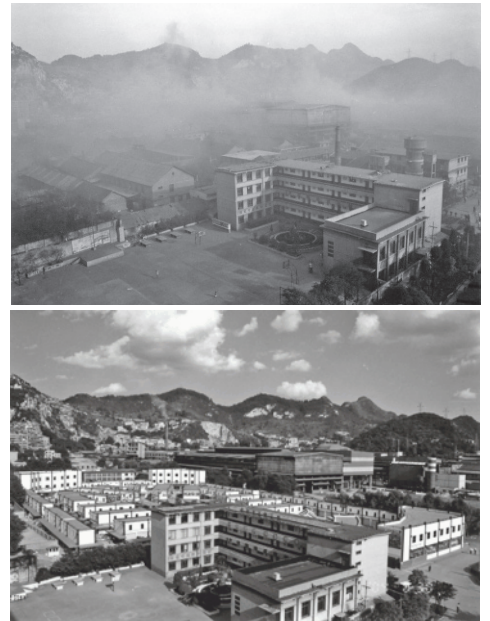
年日中平和友好条約締結10周年を記念し、日中両国の首脳間で建設に合意、96年完成。92年から現在まで、

環境モニタリング、公害防止技術研究、環境情報整備、企業監督員制度、環境に配慮した事業活動、国民の環境意識の向上、エコタウン整備推進、廃棄物の適正管理推進などの政策研究が実施されてきた。16年には「環境にやさしい社会構築プロジェクト」が始まり、大気環境対策、水環境管理、廃棄物処理等に取り組んでいる。

〈90年代後半〉

90年代後半、急速な経済発展にもない、沿海部・内陸部間および都市部・農村部間の格差拡大ならびに環境破壊問題が顕在化した。98年11月、JICAの「第2次国別援助研究会」（渡辺利夫座長）は、協力の重点地域を沿岸部から中・西部（特に貧困地域）へ、重点分野を経済インフラ整備から「貧困・地域間格差の解消」、「環境保全」、「農業開発・食料供給」、「制度化された市場経済の構築」に移すことを提案。

これらの流れを受け、「鄉村都市化実験市」モデルづくり（開発調査）など、地域格差是正に関する政策・制度支援型の協力が始まる。円借款（96〜2000年度）は、地域としては内陸部、分野としては従来の経済インフラ事業（上海浦東空港建設



(上) 対策前の貴陽製鉄工場、「黄龍」が暴れ回っている。(下) 対策後の貴陽製鉄工場 (写真提供: 小柳秀明 JICA 長期専門家)

〈2000年以降〉

90年代後半からの中国の経済発展と日本の厳しい経済・財政状況の継続などを反映し、2000年代に入ると日本国内では対中経済協力の見直しの機運が高まる。日本政府は、外務省「21世紀に向けた対中経済協力あり方に関する懇談会」の提言等を踏まえ、01年10月に「対中経済協力計画」を策定し、「我が国の対中ODAは従来型の沿海部中心のインフラの整備から、汚染や破壊が深刻になっている環境や生態系の保全、内陸部の民生向上や社会開発、人材育成、制度作り、技術移転などを中心とする分野をより重視する。

同計画に沿って01年度以降の対中ODAは、対象分野を絞り込むことになる。円借款は、沿海部のインフラ事業が対象外となり内陸部を中心とした環境対策や人材育成等に移行。無償資金協力は人材育成分野を除いて縮小、円借款は、05年4月の日中外相会談において、07年度分をもって新規案件承諾を終了することが決まった。

育成奨学計画(日本留学)、シニア海外ボランティア派遣などの新規事業が拡充された。

環境分野では、上下水道整備による地方都市の水環境の改善、集中型熱供給施設の整備による大気汚染の改善、廃棄物処理施設の整備への円借款供与が拡充。また森林の劣化・砂漠化や土壌流失を抑えるため、円借款と無償資金協力による植林・植草事業が行われ、技術協力による人材育成との相乗効果を発現した。感染症分野では、03年度の新型肺炎(SARS)の猛威を受け、人材育成と中国疾病コントロールセンターの強化が始まる。改革・開放支援分野としては、WTO加盟支援から法律制度整備支援などの政策・制度支援型の技術協力が始まる。日中両国民の相互理解促進のために、草の根技術協力(のべ194もの自治体・NGO・大学が参画)、円借款人材育成事業、無償資金協力による人材

◆植林 対中ODAにより植林・植草面積は170万ヘクタール増加した。この面積は、99〜03年の中国の植林の増加面積の1割超に相当する。砂漠化防止、土壌浸食防止、水害防止に貢献。当該分野の対象省・自治区は、黄河上中流の陝西省、山西省、河南省、内モンゴル自治区、寧夏回族自治区、甘肅省、長江上中流域の四川省、湖北省、江西省、兩河川上流の青海省、これらのほか吉林省であった。

〔99年開港〕、北京都市鉄道、西安空港整備など〕に加え、環境・食糧・貧困対策に重点を置いた。特に環境分野では、開発調査の対象となった大連市も含め、「日中環境モデル都市事業(貴陽、重慶、大連)」が展開された。

◆環境事業の効果 円借款(96〜2000年度)により実施した環境事業の受益者数は、都市ガス事業で10都市395万人以上、地域熱供給事業で6都市90万人以上、下水道事業で28都市1300万人以上。第9次五カ年計画(96〜2000年)の環境投資3600億元のうち、282億元、全体の7.8%が円借款事業。SO<sub>2</sub>削減効果は220万トン、COD削減効果は3800万トン。

また日中間の相互理解促進に資するよう一層の努力を払う」とし、具体的な重点分野として「環境など地球規模の問題に対処するための協力」、「改革・開放支援」、「相互理解の促進」、「貧困克服のための支援」、「民間活動のための支援」、「多国間協力の推進」を掲げた。

◆SARS禍 感染対策強化のため、全国367カ所の疾病予防コントロールセンターのうち132カ所(36%)を技術協力や円借款で支援。

◆法律制度整備支援 次のような法律の制定・改正案の起草について支援をしてきている。会社法、証券法、企業破産法、独占禁止法、市場流通関連法規、民事訴訟法、仲裁法、権利侵害責任法(不法行為法)、涉外民事関係法律適用法、相続法、消費者権益保護法、著作権法、行政訴訟法、環境保護法、行政不服審査法、食品安全法、大気汚染防止法、資産





四川大地震 日中の隊員による救助活動計画協議。  
北川中学校にて

評価法、立法法、サイバーセキュリティ法、犯罪被害者権利保障立法、業界協会・商會法、労働保険法、専利法（特許法）、行政手続法、民法典編纂等。

◆**円借入金材育成事業** 中国の大学1079校（08年）のうち22省・自治区の200校（18・5%相当）に円借入金を供与し、設備購入、校舍建設、教職員約6000人の訪日研修を実施。

〈四川大地震に対する支援〉

08年5月12日、四川省を震源とするマグニチュード8・0の巨大地震が発生。日本は緊急支援から復旧・復興の段階、現在の防災教育への参画まで、あらゆる方法を通じて切れ目なく支援を続けている。



法整備事業 制定・改正案起草を支援した法律の一部

緊急支援として、緊急物資供与

国際緊急援助隊救助チーム派遣、国際緊急援助隊医療チーム派遣等を実施。復旧・復興支援として、地震局の緊急救援能力強化、耐震建築、防災教育、植林植生回復、こころのケア人材の育成などを支援した。

〈都市の発展への貢献〉

北京市においては、先述の中日友好医院のほか、通信、テレビ局、上水道（ODA対象の浄水場が全市の40%を供給）、下水道（ODA対象の污水处理場が全市の汚水の約40%を処理）、十三陵揚水発電所、地下鉄1号線・13号線、消防能力強化、大気汚染対策としてのコージェネレーションシステム導入など、多分野での協力が展開された。

2. 対中ODAの終了と「開発分野における対話・人材交流」

中国の指導者は様々な機会で感謝を表明している。98年11月、江沢民国家主席訪日時の共同宣言には「中国側は、日本がこれまで中国に対して行ってきた経済協力に感謝の意を表明した」とある。08年5月に来日した胡錦濤国家主席は、早稲田大学での講演で「中国の近代化建設において、日本政府は中国に（中略）インフラ建設、環境保護、エネルギー開発、科学技術の発展を支持し、中国の近代化建設を促進する上で積極的な役割を果たしました。（中略）日本各界の方々には様々な形で中国の近代化建設に暖かい支援を提供しました。（中略）大勢の日本の方々中日友好事業のために心血を注がれたことを、中国人民は永遠に銘記していきます」と発言している。

放の進行を加速させた。「大規模な基礎建設事業の建設を支え、エネルギー、交通等の国民経済発展のボトルネックを緩和し、投資環境を改善し、外国企業の大規模な直接投資を受け入れるための強固な基礎を築いた」。「環境保護及び地域的に調和のある開発を促し、貧困を削減し持続可能な発展に貢献した」。特に日本の円借入金については、「規模が大きく相対的に安定しており、対象領域が広い。五カ年計画と調和しているため国家重点事業に活用することができた」、「審査、環境社会配慮、調達支払、事後評価等の監理手続は厳格で規範性があり、我が国はそこから国内の事業管理体制を強化するための経験と教訓を得た」と指摘している。

国家発展改革委員会は、円借入を含む79〜05年の対外借入を様々な角度から評価し（08年報告書公表）、次のように総括している。「我が国の資金や外貨準備の不足を補い、先進的な技術設備を導入し、経済社会発展を促進し、思想観念の転換と体制と仕組みの刷新を促し、改革・開

科学技術部（技術協力担当機関）の元副部長の劉燕華氏は「我が国はODA技術協力を通じ、多くの恩恵、経済的社会的利益を受けた。…多くの先進的な応用技術やノウハウを通じ、中国の産業の技術と生産レベルを向上させてくれた。…我が国の技術・経営人材を育成してくれた。特に若い研究・経営人材が外国の事情を理解し視野を広げるため多くの機会を提供してくれた。…多

くのフィジビリティ・スタディーは、中国の重要な事業の実施に必要な根拠を提供し、外国資金獲得に役立った。(中略) 西部大開発、貧困撲滅、環境保護、大中型企業の技術改造、洪水防衛等の重大課題において日中の技術協力の影響力は大きいものであった」と述べている。

対外貿易経済合作部(現・商務部、無償資金協力担当部門) 元副部長の龍永図氏は「日本の無償資金協力は、我が国の受益地の医療、教育、環境農業、林業、水利、生活用水などの分野の発展に大きな役割を果たしてくれた。支援を受けた地域の人々の生活環境は明らかに改善し、両国の政府と民間の交流が生まれ、相互理解が増進され、両国の親善を深めた」と述べている。

また同部(円借款担当部門)でもあった。後に財政部に移管) 元副部長の魏玉明氏は、円借款の高い譲許性、両国経済協力関係を強化させたこと、中国が必要としたインフラ整備へ貢献したことを高く評価。劉志誠氏(元司长)は、円借款が「両港兩路」建設(注・秦皇島石炭パイプ第二期事業とそれに付帯する京秦(北京)秦皇島) 鉄道、石臼所港として兗州)石臼所鉄道を整備し石炭



北京高碑店汚水処理場



高齢化対策事業における介護研修の様子

輸送能力を強化する戦略) に大きな影響を果たしたと述懐。千貞生氏(元処長、その後財政部副司长)は「日本は最も早く中国に政府借款を提供してくれた国」と述べている。

なお、外務省が2000年に実施した「対中ODAの効果調査」は、日本の対中ODAを20年実施した結果として、中国経済のGDP押し上げ効果は99年度で0.84%(旧輸銀ローンを含めた試算では、押し上げ効果は1.94%)となり、インフラ整備により大規模な直接投資の誘発を招き、さらにインフラ部門への民間資金の参入の容認や、資金調達の多様化を促した、と指摘している。

外務省は、対中ODA終了にあたりウェブサイトにおいて、「79年

以降、中国に對するODAは、中国の改革・開放政策の維持・促進に貢献すると同時に、日中関係の主要な柱の一つとしてこれを下支えする強固な基盤を形成した」、「経済インフラ整備支援等を通じて中国経済が安定的に発展してきたことは、アジア太平洋地域の安定にも貢献し、ひいては日本企業の中国における投資環境の改善や日中の民間経済関係の進展にも大きく寄与した」と総括している。

18年10月、安倍総理が訪中し習近平国家主席との会談を行った。安倍総理は、対中ODAの新規供与終了を踏まえ、今後は、開発分野における対話・人材交流や地球規模課題における協力を通じ、両国が肩を並べて地域・世界の安定と繁栄に貢献する時代を築いていきたい旨を述べた。これに対して、習主席は、日本のODAの貢献を高く評価する旨述べた上で、こうした協力について前向きな発言を行った。

これを受け、対中ODAは18年度をもって新規採択を終了し、既に採択済の複数年度の継続事業については、21年度末をもって全て終了することとなった。19年5月、中国・北京で、開発協力政策局長級協議が開催された。互いの開発協力政策や体制、監督・評価、他国や国際機関との協力実績等についての情報交換や今後の協力に関する意見交換が行われた。このような新しい日中関係構築のために、JICAは積極的に提案・参画をしていきたいと考えている。

### おわりに

今回ご紹介した対中ODAを通じて、日本に対する有形無形の信用・信頼という貴重な資産も築かれた。JICAはこの資産を日本のみなさまにご活用いただけるような仕組みを整えつつある。例えば、対中ODAのカウンターパートナーだった様々な機関と提携し、日本の技術が中国で知的財産として護られつつ活用されるような実証試験やビジネスを側面からサポートするような仕組みである。また、対中ODAの40年の軌跡をたどる写真展を、19年12月北京にて開催予定である。



本 ジャーナール2019年4月号に、標記タイトルで米国と中国の輸出管理規制を中心に、最近の動向を解説した。その後、米中貿易交渉の閣僚協議が5月初めに決裂し、その後から対中関税第4弾を含む一連の強硬措置が米国から打ち出され、米中間の緊張は高まった。6月末のG20の際に、米中首脳会談が行われたが、今後の展開は不透明な状況にある(7月20日現在)。ここでは、前回ご紹介した規制のその後の検討状況と、それ以外の新たな規制の動きについてご説明したい。

# 米中の貿易管理政策と日本の対応(II)

● 一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)事務局

TOPICS

## 1. 米国による対中規制

以下の諸措置は、規制対象は中国に限定されるものではないが、中国を念頭においたものと思われる。

### ■輸出管理改革法(ECRA)による規制

2018年8月成立の「国防権限法2019」の中で、「輸出管理改革法」(ECRA)が制定された。

(1)「新興技術」、「基盤的技術」の規制

#### ①検討の状況

「新興技術(エモーシング技術)」

は、製品化に至る前の形成途上のものとの概念とされており、18年11月の第一次パブコメ募集では14分野が例示された。約240団体から提出されたパブコメでは慎重な意見も少なくなかったが、それらを踏まえた具体案のパブコメは、近々募集される見込みである。具体的には、14分野のうち、AI、量子コンピュータ、3Dプリンター等の付加製造技術を予定している模様であり、リスト規制対象となることである。

なお、国際輸出管理レジームでも、一部の新興技術の検討・規制合意が始まっており、米国は、18年12月のワッセナー・アレンジメント合意に基

づき、19年5月下旬に次世代量子暗号技術、電磁パルス、EMP対策ソフトウェア等の5品目をリスト規制に追加している。

「基盤的技術(ファウンダーシヨナル技術)」は、既に存在する(成熟した)技術で米国の安全保障上の優位性確保の観点から規制が必要なものという概念だが、第一次パブコメ募集も「もう間もなく」の模様で、規制なく取引されているものが対象となるため、どのような製品分野か、注視されることである。

#### ②留意点

・規制対象仕向国は、「懸念国」(武器禁輸国)を含む)に対象が限定さ

れる可能性が高く、中国は、武器禁輸国に含まれるので規制対象国になる可能性が高い。

・また、「技術」という用語になっているが、「貨物」、「ソフトウェア」も包含される可能性が高い。

・EAR(輸出管理規則)の再輸出規制、みなし輸出規制、同一国内移転規制により、日本企業は、日本から米国原産品を25%超含む製品・技術等を中国に再輸出する場合、あるいは日本国内(企業内を含む)で中国国籍者(永住権者を除く)に技術提供する場合(企業内を含む)には、米国商務省BIS(産業安全保障局)の許可対象になる。中国国内で

表 1 米国の主要な規制・制裁リスト

Entity List	米国の安全保障、外交上の利益に反する者（実質禁輸）
Denied Persons List (DPL)	EAR の悪質・重大な違反を犯した者（禁輸）
Unverified List (UVL)	輸出後等に最終用途・需要者が十分検証できないユーザー（許可が必要な場合に許可例外が使えない。許可不要の場合でも、相手方から UVL 文書と呼ばれる誓約文書の取得が必要）
SDN リスト	金融制裁対象リスト（在米資産の凍結、ドル取引の禁止等）

（出所）筆者作成

も同様である。  
 (2) 「包括的武器禁輸国」向けの許可要件に関する検討指示  
 他方 E C R A では、「包括的武器禁輸国」に対する輸出、再輸出、国内移転について、許可要件の見直しを求めている。注視されるポイントは以下の諸点であるが、①の許可例外については、7月中旬に改正予告

とともに、一部の許可例外の廃止予告がなされた（全体の改正内容および時期は未公表）。

① 許可例外（許可不要）の縮小がさらにあるのか？

② 現行の対中軍事エンドユーザー規制では32品目に限定され、エンドユーザー規制のみであるが、対ロシア規制のようなエンドユーザー規制導入や、品目拡大があるのか？

### ■中国企業製造通信・監視機器等およびその利用企業の製品等の米国政府機関との取引禁止

これは、「国防権限法2019」による、特定5社を含む中国企業（中国の「所有／支配／関係」下にあるものとして米政府が別途告示する企業）の通信・監視機器等とその利用企業等の製品等の米国政府機関の取引禁止規定である。

第一段階・特定5社、その他の中国企業製造通信・監視機器等を「本質的・実質的に利用」している製品等の米国政府機関の取引禁止（19年8月13日施行）

第二段階・それら製品等を利用しての企業等の製品等の米国政府機関の取引禁止（20年8月13日施行）  
 通信・監視「機器」がどこまで含

まれるのか？「本質的・実質的利用」とは何か？によって規制範囲も変わってくるほか、第二段階では、中国企業製サーバー、ルーター等を利用して

いれば、例えばアパレル企業であっても、その製品が米国政府と取引できないということになるので、サプライチェーンにも大きく影響し得る。

しかし、その詳細を定める下位規則案のとりまとめ時期は延長を繰り返しており、結局、第一段階の下位規則等は事前公表・パブコメは募集されないまま、公表・施行されることになる模様である。第二段階については、施行延期を求める動きもあったが、結局当初予定通りとなった。具体案が明らかになるまでは、まだ時間を要するようである。

なお、この取引禁止規定については、フアウエイが3月に違憲訴訟を提起し、審理が続いている。

### ■「外国敵対者」の情報通信機器等の米国内民間取引の禁止

5月16日付で、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく大統領令が制定され、「米国が『外国敵対者』（外国敵対国・企業・団体・人）のスパイ活動やその製品・サービスの米国における取得、利用等により米

国の機微情報が不当に取得されており、米国の安全保障、外交政策、経済活動に深刻な脅威をもたらしている」として、国家非常事態を宣言した。

その上で、米国企業等が、「外国敵対者」等の情報通信製品・サービス等で安全保障上容認しがたいリスクをもたらすものの輸入、購入、使用等をしてはならないと規定した。国防権限法2019での政府取引禁止と同様に、米国内の民間取引も含めて禁止するものである。

「外国敵対者」の具体的な指定許可申請手続・許可判断基準等については、150日以内に商務省が発行する下位規則で規定するとされているため、19年の10月中旬までに公開される見込みである。

### ■裁量的輸出規制・制裁の強化の動き

米国では、上記の表1のような規制、制裁対象リストがある。

4月号記事で紹介したように、18年後半から、主要軍需企業集団傘下の44組織や福建省晋華集成电路（JHICC）の Entity List 掲載など、裁量的輸出規制の動きが目立ってきたが、5月の貿易協議決裂後



に、その動きが加速しつつある感がある。

その目的は、軍民融合戦略への対抗と、国家プロジェクト企業・大学等への対抗の2つに大別されると思われる。以下、留意が必要な点を整理してみる。

(1) 軍民融合戦略への対抗

① 軍事用途に関与している組織に対する規制の強化

18年8月の主要軍需企業集団（中国航天科工集团有限公司、中国電子科技集团有限公司）傘下の44企業・研究所のEntity List掲載においては、「軍事用途の不正調達に関与」、「米国防として許容できない軍事用途の活動に関与」が指定理由になっている。

主要軍需企業集団傘下の企業等は、軍需関係の企業等ではあるが民生品等も生産しており、欧米日等の企業ともビジネス関係にあった。それは、直接取引した製品が軍事用途には使われないという保証がなされているという前提のものである。しかし、米国防側の認識が、フォード国防次官補が述べたような「（この2〜3年の）軍民融合政策はそのような区別を台無しにした。通常の最終用途約束を当てにできなくなる」ということであれば、軍事用途面で許容

できない活動を行っている企業等に民生品を供給すれば、その軍事用途に利用されてしまいかねないため、輸出を止めるといふ考え方に立つようになった可能性がある。

米中貿易交渉決裂直後の19年5月13日に、Entity Listに新たに台州中浮新材料科技股份有限公司（先端複合材料で知られる）など中国6社が掲載されたが、不正調達関与もあるが、地方政府主導の軍民融合企業も含まれている。

他方、19年6月24日に、スーパーコンピュータ関係の中国5社がEntity Listに掲載された。中科曙光（Sugon）や無錫江南計算技術研究所および国防科技大学（NUDT）など、中国のエクサスケールスーパーコンピュータ開発をリードする組織が含まれる。これらについては、「そのスパコンが様々な軍事的な最終用途、需要者に利用されていることを公に認めている」、「人民解放軍の研究所が所有している」等の点が指定理由となっており、もはや、輸出する個別の製品・技術が軍事用途かどうか、あるいは、その組織自体が軍事用途の最終需要者かどうかに限ることなく判断されるようになっていようである。

このような軍事関連組織による所有限係で判断されるということになれば、11大主要軍需企業集団傘下の企業・研究所や7大軍事関連大学も、軍民融合戦略の上で果たしている役割の大きき次第では、Entity Listに掲載される可能性があるということになり、今後の動向を注視する必要がある。

② 輸出済みの製品のエンドユース・ユーザーの再検証の動き―U・V・L掲載

次に、既に輸出済みの製品であっても、その最終用途、需要者が軍事関係でないかを再度チェックする動きを強めているという点である。

ロス商務長官によれば、17年以降、65以上の国々で2000を超えるエンドユース・チェックを実施したとのことである。その反映が、19年4月11日に公表されたU・V・L（Unverified List：エンドユース・ユーザーの未検証リスト）への大量掲載だと思われる。50組織が掲載されたが、そのうち37組織が中国企業・大



G20 大阪サミット第1日セッション1開始時の写真。出典：外務省「G20 大阪サミット」ホームページ (<https://g20.org/jp/photos/day1.html>)

学等である。なお、うち民営企業8社は、懸念が解消されたとして6月25日にリストから外されている。

(2) 国家プロジェクト企業・大学・研究機関への対抗

18年10月にEntity Listに掲載された福建省晋華集成电路（JHICC）は、国家プロジェクトによる3大DRAM企業の一つであり、米国防からの半導体製造装置、その他の主要製品・技術が調達でき

なくなつて活動停止を余儀なくされた。

また、19年4月にUnverified Listに掲載された37組織については、中国製造2025での重点分野に関連する組織が多いことや、中国政府直属の最高研究機関である中国科学院傘下の8研究所のほか、西安交通大学、人民大学、同済大学、広東工業大学といった国家重点大学が含まれている。軍民融合への対抗に加えて、中国政府が資金を投入して推進する国家プロジェクト関係組織への対抗の意味合いも含まれているものと思われる。

5月にファーウェイがEntity Listに掲載され、大きな影響をもたらしたが、掲載理由は、イラン制裁違反による起訴事由が主であるとされている。ただ、次世代基幹情報通信インフラである5Gの中核的担い手であることも念頭にある可能性がある。

### ■ファーウェイのEntity List掲載

中国の主要情報通信企業であるファーウェイとその関連会社68社が5月15日にEntity List掲載され、輸出・再輸出、同一国内移転が許可対象となった。原則不許可とされたため、実質的に輸出等が禁止されるこ

とになり、それによつて、米国原産の主要製品・ソフト等が輸出・再輸出できなくなったため、米中間で大きな論点となった(ただし、90日間の一時的な一般許可が発行され、一定条件の下で既存契約の保守部品等の輸出は認められた)。

ファーウェイは、1月29日にイラン制裁違反や司法妨害、企業秘密窃取の容疑で起訴され、公判が続いている。

6月末の米中首脳会談に際しては、対中制裁関税の撤回とともに、ファーウェイのEntity List掲載解除が大きな論点となった。トランプ大統領は、会談後の記者会見で、ファーウェイへの輸出禁止措置について、「取引を認めてもいい」としてその緩和に言及した。しかし、その解釈をめぐり混乱が生じている。トランプ大統領の発言は、ホワイトハウス発表の発言録によれば、「ファーウェイをEntity Listから削除するとは全く言っていない」、「ファーウェイが買えるのは米国の安全保障に影響しない製品との留保がついている。また、クトロ国家経済会議(NEC)委員長は、「ファーウェイをEntity Listに残し、他の国々からも広く入手可能で、国家安全保障上の懸念を生じ

させない品目につき新たな一時的な一般許可発行を予定する見通し」とした。

他方、ロス商務長官は、7月上旬の会合で、許可を要する品目範囲、原則不許可の方針は維持すると表明しつつ、安全保障上の問題が生じないものは許可するとし、7月23日に「数週間判断する」と述べた。

### TOPICS 2. 中国の新たな規制動向

中国は、米国の一連の措置に対抗して、いくつかの措置を打ち出した。

(1) 中国商務部による「信頼できない実体リスト」制度

中国商務部は5月31日、「信頼できない実体リスト」(「不可靠実体清單」)制度を構築する方針を発表した(中国版エンティティ・リスト)。米国のEntity List掲載による禁輸への対抗とされる。

その企業等による中国の企業等に対する契約に反する非商業的な供給停止等の差別的な行為があり、それによつて実質的な損害や国家安全への脅威となったか、といった観点から判断されるとのことである。なお、掲載前後に弁明の機会も与えられる由。(2) 中国国家発展改革委員会による「国家技術安全管理リスト」制度

次に、「国家技術安全管理リスト制度」の構想も公表されているが、やはり、米国によるハイテク技術の供給制限への対抗とされている。

機微技術保護を定めた国家安全法第24条に基づき実施するとされ、対象技術としては、航空宇宙、高速鉄道整備、モバイル決済、5G等分野(人民日報)、レアアースのカスケード(多段)抽出理論、5G(毎日経済新聞)等が報じられている。

(3) レアアースの輸出制限の検討

5月29日付の人民日報の論説が、貿易戦争を巡る米国への対抗手段としてレアアースを利用する用意があるとした。「事前に警告しなかったとは言わせない」という、これまで対外戦争を開始した際の言葉を用いている点で注目された。

続いて、6月17日に、国家発展改革委員会が、レアアースの関連政策を早期に打ち出す旨の声明を発表した。環球時報は、米軍事産業が中国のレアアース調達で規制を受ける公算が大きいと伝えた。

(4) 中国輸出管理法草案の動向

4月号の記事で概要を紹介した中国輸出管理法草案は、19年度の立法計画に含まれている。最大の焦点は、米国並みの再輸出規制やみなし輸出



規制（中国内「組織内を含む」の外国人に対する技術等の提供が許可対象）、輸出先での最終用途・需要者の確認権限等の規定が原案通り導入されるかどうかである。導入されれば、国際標準から乖離し国際法的にも問題が生じ、中国の貿易・投資環境を著しく悪化させる可能性が高い。輸出審査時に外国企業の技術について必要以上の開示を求められることへの強い懸念もあり、その払拭も必要となる。

日米欧三極の産業界連名の要請書内容が理解され、国際輸出管理レジームにおける標準的な内容の法案となるよう強く期待されることである。

**TOPICS**  
3. 日本企業における留意点

(1) 外資企業も含めた各種リスト掲載の動きへの対応

Entity List等掲載の動きは、米国や日本の外資企業であっても例外ではなくなってきた。前述のように、天津海光先進技術投資 (Higon) は、米半導体アドバンス・マイクロ・デバイス (AMD) との間で、成都海光集成電路有限公司、成都海光微電子技術有限公司の2つの合併企

業を持ち、支配権を有するが、親会社 Higon とともに、いずれの合併企業も Entity List に掲載された。

18年8月に Entity List に掲載された主要軍需企業集団傘下の44組織の中にも外資企業があったほか、19年4月の U V L (Unverified List) 掲載者の中にも外資企業があった。

組んでいる合併相手の軍事関係組織との関係性や軍民融合戦略への関わり度合い（貢献度合い）、製品・技術の機微度合い等次第では、従来は問題とされなかった合併企業等であっても、米国当局の関心対象となる可能性がある。

(2) U V L (Unverified List) 掲載の動きへの対応

U V L は、仮に民生用途に使っていたとしても、米商務省当局（大使館を含む）からの照会、監査要請等に適切に応じなければ（行き違い等の過失であっても）掲載されてしまう。確認の妨害行為があると見なされれば、Entity List に掲載されてしまう（5月に U A E 企業の掲載の実例がある）。現地法人のどこに照会が来ても、適切な対応と本社も含む情報共有がなされるような体制整備が必要となる。

他方、U V L に掲載された企業

大学・研究所は、日本の一般企業・大学でも取引・交流等の関係があると思われるが、掲載者向け輸出（技術移転を含む）にはすべての許可例外（許可不要）が使えなくなり、E A R 対象の製品・技術の輸出・再輸出が個別許可対象となるほか、対象でなくても U V L 文書という誓約文書を輸出先から取らなければならぬ。

(3) Entity List 掲載の動きへの対応  
米国が Entity List の運用について、従来パターン（不正輸出関与者だけにとどまらず、「米国の安全保障・外交上の利益に反する者」との観点からより広く運用しつつあることは既述の通りであり、留意が必要となる。同リストは、その趣旨からすれば、必ずしも米国原産品でなくとも、その製品とその供給の機微性次第では、その供給行為が問題視される可能性も全くないわけではない（いわゆる「back fill」の問題）。

制裁に至れば、「二次制裁」として、非米国人の非米国原産品の輸出も「実質的支援行為」として制裁対象になる場合もある。単に米国原産品でなければ問題ないと安易に考えるのはリスクがある。

(4) 中国側の諸措置への対応

他方、中国による対抗措置も打ち出されつつあり、中国版エンティティ・リストに見られるように、両国で経済活動を行う企業が「股裂き」状態になる懸念も出てきた。悩ましい問題であり正解はないが、今まで以上に慎重な見極めと対応の検討が必要となってきた。

**TOPICS**  
小結

米中間の緊張は、基本的価値観・政治経済システム、国益の大きな相違を背景に、軍事面と先端技術面とが一体化した優位性確保の観点が根底にあるため、短期的収束は見込みにくい。

米国の対中強硬姿勢は、政府、議会を問わないし、議会では上下院と野党を問わない。トランプ大統領の「フェール」的姿勢を議会が抑止する構図となっている。

他方、中国側も対米対応に関して様々な考え方があり、貿易協議が再開されたとしてその成り行きが見通しにくい。緊張は、経済問題にとどまらず、軍事問題、人権問題、台湾問題でも高まりつつあり、それらの動向も注視することが必要となっている。

# 出張報告



会議には中央政府はじめ全国から廃家電リサイクル業者が参加。

今年4月、重慶で開催された廃家電リサイクルに関する中央政府、企業が一堂に会する年次総会に参加した。筆者の任務は、日本の家電リサイクル制度の紹介であるが、どこの国でもこの業界の問題の所在は回収・解体処理の費用負担にある。日中両国の最大の制度的差異の1つは、日本では消費者がリサイクル券を購入して廃家電処理資金としており、中国では家電メーカーが基金に拠出し、それを補助金の原資としていること。そこで筆者らは複数の日系関係者への聞き取り調査結果などを踏まえ、同業界におけるビジネス環境改善について発言。会議での反応は…。

## 中国廃家電リサイクル業界へ ビジネス環境改善を要望

澤津直也 一般財団法人日中経済協会 北京事務所 所長代理  
邵程亮 同 業務部主任

■何が問題なのか  
日中経済協会は、日本企業の在中国におけるビジネス環境課題を把握し、その改善に向けた提言を集約して中国サイドへ申し入れる事業（例…合同訪中代表団の派遣と商務部への「中国ビジネス環境改善への提言」の提出、さらには21世紀日中関係展

■廃家電リサイクル会議への誘い  
2019年2月、環境省から中国生態環境部へ出向中の染野憲治氏から、4月に重慶で開催される廃家電リサイクルに関する会議で、この分野の日本の現状と課題を紹介しないかと誘いをいただき、当該業界動向の情報アップデートの絶好の機会になるかと、二つ返事でお引き受けした。  
中国側主催者と詳しくやり取りを始めてみると、中国循環経済協会や中国再生资源回收利用協会などの廃棄物関連団体が横断的に関わる諮問機関「廃棄物電子電気工作委員会」の工作会議（年次総会）であることがわかった。中国生態環境部ほか、工業信息化部などからも廃家電リサイクルの政策立案・施行にも関わる責任者が出席しての産官連携会議であった。  
筆者は、こうした発言を契機に、中国当局をはじめ参加する事業者らに中国の廃家電リサイクルシステムの改善に向けた課題を再認識していただき、それらを通して、中国で実業に関わる会員企業の援護射撃となればと本気で願っている。

表1 中国と日本の家電リサイクル制度の比較

		中国	日本
対象品目	エアコン	●	●
	テレビ	●	●
	冷蔵庫	●	●
	洗濯機	●	●
	パソコン	●	「資源有効利用促進法」(メーカー回収) 「小型家電リサイクル法」(家電量販店、自治体回収)
本格施行時期		2011年1月 主要都市部から順次	2001年4月 全国一斉
許認可	申請者	各家電プラント・解体企業自身が申請・取得	家電メーカーが各家電プラントへの委託を含めたシステム全体を申請・取得。物流・解体企業はメーカー委託。
	認可者	市レベルの環境保護主管部門	環境省・経済産業省
原料(廃家電)	集荷	自由競争。地域問わず原料調達可能	家電メーカーによる地域指定。指定引取場所への持ち込み
	原料費用負担	有価買取(後日補助金支給。補助金額:35~130人民元/台)(2015年11月26日、財政部、環保部、發改委、工信部の4政府機関が交付した新しい「廃棄物電子製品処理基金補助標準(2016年1月1日から施行)」より)	逆有償。消費者が家電メーカー経由で処理料金を支払い。
	物流	原料集荷業者と都度交渉	メーカー委託の物流業者が搬入
リサイクル処理費用負担		家電メーカー等が、7~13人民元/台を、家電の生産・販売数量に応じて廃電気・電子製品処理基金に納付(補助金の原資)(※「廃棄物電子製品処理基金徴収使用管理弁法」に関する通知(財綜[2012]34号)より)	消費者が廃棄時に支払い(家電リサイクル券を購入)。1,000円~5,000日本円/台
主な法的要求事項		→処理規範 →監視カメラ記録、映像データ保管	→再商品化率 →廃棄物処理法の手続き(一般廃棄物、産業廃棄物)
課題		→(共通)素材相場で産物売上変動 →補助金後払い(2年後)による資金繰り悪化	→(共通)素材相場で産物売上変動 →家電4品目排出量が頭打ち(全国1,000万台/年、約50拠点) →地域間格差(人口、景気等)

(出所)複数の関係者からのヒアリング結果より作成

望委員会の提言書作成等)も行っているが、常々痛感するのは、実ビジネスの最前線に携わる企業に勝る知見はないことである。  
廃家電リサイクル分野も例外ではない。準備に先がけ、複数の日系関係者に聞き取り調査を実施したところ、日中両国の廃家電リサイクル制度には、表1に示すような相違があることがわかった。  
表1で、特に注視すべき点は2つある。1つは、日中両国で廃家電に対する扱いが、  
全く逆になっていることである。すなわち中国では有価物として買い取ってもらえるが、日本では消費者がリサイクル券を購入する逆有償取引である。  
2つ目は、リサイクル処理費用の負担者である。中国では家電メーカー負担で「廃棄物電子製品処理基金」の原資を賄っているが、日本では上記の券購入により消費者が処理費用を負担している。さらに言えば中国では、制度の整備が後発で、家電の



表2 廃家電リサイクル基金の補助単価

種類	2012-15年 (元/台)	2016年以降 (元/台)	増減	備考
テレビ	85	60	↓	14型(インチ) <かつ> 25型のCRTテレビ
		70	↓	25型以上のCRTテレビ、その他の液晶テレビ等
パソコン	85	70	↓	タブレットPC、PDA向けの補助金標準は別途策定
洗濯機	35	35	—	シングル浴槽洗濯機、脱水機(3Kg <乾燥容量 < 10Kg)
		45	↑	ダブル浴槽洗濯機、バルセーター型全自動洗濯機、ドラム式全自動洗濯機(3Kg <乾燥容量 < 10Kg)
冷蔵庫	80	80	—	50L <容積 < 500L
エアコン	35	130	↑	冷房能力 < 14000W

(出所) 生態環境部固形廃棄物・化学品管理技術中心電子室李淑媛主任発言資料を筆者仮訳

生産台数よりも解体台数の方が多いため、家電解体基金が不足になりがちだという構造的問題を抱えている。

これらの2点の相違は、日本企業が中国での廃家電ビジネスを展開する難しさにも直結している。

■何を主張したか

結論からいえば、会議では下記の3点を強調した。中国の廃家電リサイクル制度には評価される点とともに改善点やリスクも存在する。褒め称えつつも、主張は毅然とである。

第一に、中国では、リサイクル料金を家電メーカーが負担しているのは合理的である。しかし、新しい家電が売れている時期

は基金も潤うから良いが、景気後退や、家電普及政策の終了など諸要因で家電が売れなくなると基金は必然的に縮小するため、資金不足に陥ったり、補助金支給が遅滞したりするリスクが高まる。

第二に、中国の事業者は、廃家電に対価を払って仕入れ、これを解体して補助金を得たり、有価物を回収・販売したりすることを入源としており、それ自体は市場原理に適った経済活動である。しかし、大量台数を解体するほど、廃家電仕入れの支出が比例拡大的に先行することとなり、もし補助金の支給が遅滞するとキャッシュフロー悪化は必至である。特にこうした解体補助金頼みの中小企業においては、中国の廃家電リサイクルビジネスモデルは成立し難い。

第三に、中国では、廃家電基金ができる「前に」製造された廃家電のリサイクル費用も基金が負担する構造となっている。それ自体は良いことだが、解体見込み台数と新規販売台数が均衡しないと、基金が破綻する制度設計となっている(表1の通りメーカーからの徴収金7~13元/台に対して補助金は35~130元/台である)。こうしたことから、補助金の不正受給防止対策、基金財源不足対策が重要である。

■発言はどの受け止められたか

今回重慶に招かれた「廃棄電子電器工作委員会」は元来、日本の廃家電リサイクル分野での取り組みにも関心の高い専門家

や実務者の集まりであるから、各発言でも日本や欧州の制度もしばしば引き合いに出された。そこに満を持して唯一の日本人参加者として発言したため、筆者の発言内容は、度々その後のセッションでも引用されるなど、相応の手応えは感じられた。

しかし、最後の総括でオーガナイザーから「日中経済協会から中国の制度への建議があり、我々もこの問題を認識こそしているのだが、解決の道りはなかなか厳しい」との悲観的コメントがあった。「そんなことはわかっている」と言いたいのかもしれない。ただ、筆者は問題は問題として訴え続けていくことが大切だと考えている。課題に直面している日本企業を矢面に立たせることなく、我々のような団体が会員企業の要望事項を根気強く代弁し続けられるような体制づくりが重要であろう。

この他にも本会議では、中国循環経済協会が「廃棄電子電器工作委員会」の構成機関として、廃家電品目ごとの補助金単価や増徴税に関する意見書を「生態環境部固形廃棄物・化学品管理技術中心(固管中心)」に提出中であるとの「活動報告セッション」も実施された。循環経済協会へ会費を納めているリサイクル企業の最大の関心は、こうした政策提言(特に補助金の改善)であることは容易に想像がつく。これに対して固管中心からの基調講演では、16年には基金補助制度の改定がなされ、実情として補

助単価が下がった品目もあるが、上がった品目もあることが強調されていた(表2)。

■今後に向けて

中国では、基金不足と補助金支給遅滞の常態化の報道もあり、制度設計上これが改められない限り、健全な事業運営からは程遠く、業界には閉塞感すら感じられるのが実情である。しかし、生態環境部は18年度の「廃棄電器電子産品処理基金支出(回収処理費用補助)」として35億8800万円の予算を積んでいる事実がある。こうした予算をテコに、業界全体の事業運営が健全性、開放性、経済性、そして透明性を伴ったものへと改善され、今後多くの日本企業に活躍いただけることを念じて止まない。

当協会が経済産業省、国家発展改革委員会、商務部とともに12回主催してきた日中省エネルギー・環境総会フォーラムにおいて、「循環経済分科会」は08年の第3回以来欠かさず実施されてきた。このフォーラムで披露された省エネ・環境プロジェクト合計362案件のうち、「家電」に関連する調印案件は12件、「リサイクル」は26件と、これら分野は、日中省エネ・環境協力の中でも主要分野の一つである。日中経済協会と本フォーラム等のプラットフォームがいつそう役立つものとなるよう、今後の廃家電リサイクル分野の動向も注視し続けてまいりたい。

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石本茂彦

兵器関連に加えて、通常兵器関連の汎用品・技術も幅広く規制することが想定されています。これ自体は日本や欧米でも行われている規制にすぎませんが、許可手続等の運用次第では、中国からの技術移転にも少なからず影響する可能性があります。

また、この草案では、米国の輸出管理規制にあるような再輸出（その国の規制品やこれを一定比率以上組み込んだ製品の、外国から第三国への輸出）の規制、中国に対して差別的輸出規制を行う国に対する報復措置、みなし輸出（中国国内における外国人や外国企業に対する技術移転など）等、実務的に大きな影響があり得る規定もあり、日本や欧米で大きな懸念が広がっています（技術移転の観点からは特にみなし輸出が懸念されます）。

この法律は、早ければ19年内、遅くとも20年上半期に公布される見込みであり、最終的な内容がどうなるかも含めて注目されるところです。

#### 4 国家技術安全管理リスト

19年6月9日人民日報記事等によると、国家発展改革委員会は、航空・宇宙、高速鉄道設備、モバイル決済、5G等の中国が強みを持つ技術について、国家の経済安全保障の観点から、リスト管理制度を行うことを検討しているとのことです（「ファイヤーウォール」と表現されています）。ただ、具体的な内容はまだ明らかではありません。

#### 5 サイバーセキュリティ

16年に制定された「ネットワーク安全法」（サイバーセキュリティ法）では、国家としての安全保障のためのサイバー空間の管理という観点が重要なものと位置付けられています。

情報やデータの国外への移転については、「重要情報インフラ運営者」（公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、金融等、幅広い分野が想定されています）に対して、中国国内で発生・収集した個人情報や重要データの国内保存義務（国外移転する場合の安全評価等の必要性）などが規定されています。同法の新しい実施細則の案として19年5月21日に公表された「ネットワーク安全審査規則」（パブコメ募集草案）では、重要情報インフラ運営者が大量の個人情報や重要なデータを国外に移転

する場合等には、インターネット安全審査（初歩的審査は原則30日、特別審査の期間は原則45日）を経る必要があるとされています。

また、19年6月13日に公表された「個人情報国外移転安全評価規則」（パブコメ募集草案）は、「ネットワーク運営者」（重要情報インフラ運営者よりも広く、ネットワークを通じたサービスの提供者が広く該当する可能性があります）による個人情報を国外移転する際の安全保障の手続き等についての規定の案ですが、安全評価に際して国家安全に影響がある場合には持ち出し不可とされるなど安全保障的な観点が加味されています。

#### 6 特許出願と秘密保持審査

中国国内で完成された発明を外国で特許出願する場合、知識産権局によって、国家の安全や利益の観点から事前の秘密保持審査が求められ、これに反して外国で出願した場合、その発明を中国で特許出願ができなくなるとされます（「特許法」20条等）。申請から4カ月経過しても通知が届かない場合や、6カ月が経過しても秘密保持を要する決定が出されない場合は承認されたものとみなされて外国での出願が可能となります（「特許法実施細則」9条）。なお、発明が国防利益そのものに関わる場合は、国防特許審査という特別の手続きに移行されます。

#### 7 まとめ

このほかにも、例えば、（外資系の企業がかかわることは実務上少ないと思われませんが）技術情報が国家秘密にあたりとされた場合は「国家秘密法」等によって国外持出しが大きく制限されることとなります。

国家安全の観点からの技術や情報の移転の規制は、今後大きく動くことが予想されます。日本企業としても、国際情勢もにらみながら、その動向に十分注意する必要があります。



## Q&amp;A

## 中国ビジネス Q&amp;A

## 「国家安全」と技術・情報の国外移転

**Q** 中国国内から日本等の国外への技術や情報の移転について、中国政府は、こういった観点からどのような規制をし、また今後しようとしていますか。

**A** 中国の技術力の飛躍的な向上とこれに伴う米国等との緊張関係の高まりや、インターネットの発達による国境を越えた情報流動の活発化などを背景に、近時、中国では、国家安全（national security）の観点から、国外への技術や情報の移転に対する政府による規制やコントロールを強化する動きが顕著になっています。

## 1 最近の流れ

近年の中国の技術力の発展には眼を見張らされます。日本との技術交流も、従来とは異なり双方向的となりつつあります。また、日本企業が中国の生産拠点に研究開発（R & D）の機能も持たせ、そこで新たに開発された技術を日本や海外で活用するケースも増えています。

一方、中国政府からすると、中国国内で開発された新しい技術の国外への流出を、国家安全と経済安全（後記のように中国では両者を混然と扱う傾向があります）の観点からコントロールする必要性が高まっている状況と言えます。特に、米中間の貿易戦争やテクノロジー覇権争いが激化し、米国が中国への「技術の流出」を強く問題視するなか、中国としても対抗的手段として、中国からの技術の移転をコントロールしたいという思惑を強くしています。

## 2 「国家安全」の観点からの経済、技術等のコントロール

2015年に、中国は「国家安全法」という法律を制定しています。基本的には国家安全保障に関する法律ですが、一般的な国家安全保障の概念より広く、国の経済制度や国家としての重要な経済的利益の保護（重要産業、重要インフラ、金融システム、資源・エネルギー等）までも射程として明記しています（同法19条など）。さらには、科学技術や知的財産権（同24条）の保護や、ネットワークのシステム・情報・インフラ等の保護や可制御性の確保など（同25条）も国家安全保障の一部に位置づけています。

また、これらをチェックするシステムとして、外商投資や基幹技術、ネットワーク情報技術製品・サービスなどに対する国家安全審査制度を設けることとしています（同59条）。

特に、技術や情報の国外への移転に対しては、近時

いくつかの新しい法令や法令パブコメ募集草案を出すなどして、広範で重層的な安全保障のための制度を確立しようとしています。

## 3 技術輸出の規制

### (1) 現状の規制

技術の国外移転（技術の「輸出」）は、技術援助（技術指導、技術者派遣、トレーニング等）、特許権・特許出願権の譲渡や実施許諾、技術ノウハウの譲渡など、様々な形で行われます。こうした技術輸出に対する規制は、貿易に関する基本的な法律である「対外貿易法」（同16条等）や、「技術輸出入管理条例」、「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」等によって行われています。

国家安全の観点から特に重要なのは、安全保障貿易の観点からの技術輸出規制です。現代国際社会では、大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器等）やミサイル、通常兵器の拡散を防止するという観点から、「核兵器拡散防止条約」、や「ワッセナー・アレンジメント」（WA）などの条約等に基づく国際輸出管理レジームが構築され、各国がこれに基づき安全保障貿易管理制度を置いています。規制の対象は軍事目的に転用可能な汎用品（デュアルユース）にも幅広くおよび、また関連する技術の移転も同様に規制され、事前許可の対象となっています。

中国は、現状、通常兵器不拡散に関するWAには加盟していませんが、大量破壊兵器不拡散に関する各条約に加盟しており、これらに基づいて、安全保障貿易管理制度を設けています（例えば「核両用品及び関連技術輸出規制条例」など）。規制対象となる汎用品の範囲は、製造関連設備・機器、材料、試験・計測機器、ソフトウェア等に及びます。

### (2) 輸出管理法草案のインパクト

2017年6月に、商務部は「輸出管理法」のパブコメ募集草案を公表しました。ここでは、従来の大量破壊

# 情報クリップ

2019年7月

## ■ 7/1～5 李春臨・陝西省榆林市長一行来日

当会の受け入れで来日した李春臨・陝西省榆林市長一行は、2日に当協会を訪問、3日に東京でハイエンド石炭化学工業新材料産業セミナーを開催した(当会後援)。石炭をはじめ天然ガス、石油、岩塩といった豊富な鉱物資源を背景として、発電事業や化学品産業などが発展し、1人当たりGRPは中国西部地区の都市の中で6番目に位置するが、1次エネルギーのハイエンド産業への転換、川下産業の充実を図り、より高度な成長を目指している。

## ■ 7/1 蔡麗新・淮安市長一行来会

経済、貿易、文化、環境保護など各分野で日本との交流と協力を促進する目的で来日した蔡麗新・淮安市長一行が岡崎真・日中協会理事の紹介で来会、同市の近況などを説明し、意見交換を行った。

## ■ 7/3 王勇・西安市副市長一行来会

1日に東京で開催された「日中産業協力フォーラム」参加を目的に来日した王勇・西安市副市長一行(6人)は3日に当協会を訪問。伊澤正理事長はじめ当協会役員に対し、西安市の経済・産業概要やビジネス環境について「1000年の歴史を持った古都は、大きな発展の潜在力を秘め、街には活力が溢れている」など熱意溢れるP.R.を行った。19年5月までの西安市の日系企業は246社、投資額は3億9,000万米ドル。

## ■ 7/11 日中企業家および元政府高官対話(日中 CEO 等サミット)

宗岡正二当会会長、伊澤正理事長、杉田定大専務理事は、11日に日本経団連および中国国際経済交流センター(CCIEE)が主催する第5回日中CEO等サミットに出席した。同サミットには、福田康夫・元内閣総理大臣や曾培炎・CCIEE理事長(元國務院副総理)をはじめ、日中の経営トップ約80人が出席し、全体会合では、日中両国の経済情勢の現状と今後についてそれぞれ紹介があった後、午後の分科会では、「グローバルな貿易・投資環境整備」、「環境と社会の協調発展」、「イノベーションと社会変革」をテーマに広く意見交換を行ったほか、日中

経済界同士の交流・協力のさらなる促進を旨とする共同声明を採択した。

## ■ 7/16、26 2019年度第3、4回賛助会員セミナー開催

16日は、「中国のスマートシティ開発の現状と展望～TODなどを念頭に～」をテーマとして山村真司・日建設計総合研究所理事・首席研究員に、26日は、「中国のニューエコノミー～モバイル・インターネットからAI時代へ～」をテーマとしてフリージャーナリストの高口康太氏に講演いただき、両日とも参加者約40人により、活発な質疑応答、意見交換が行われた。

## ■ 7/19 中国江蘇省太倉市投資環境説明会

19日午後、東京で胡捷副市長はじめ太倉市人民政府による投資環境説明会が開催された(当会後援)。同市は上海市にも近く、日本の12の港湾とつながる太倉港の強みを背景に、ハイエンド産業が発展しており、外資系企業は3,000社が進出、うち日系企業は172社。生活環境も整備され幸福度ランキングも中国で上位。

## ■ 7/28～30 2019年日中経済協力会議—於黒龍江開催

第18回目となった2019年の日中経済協力会議は、黒龍江省ハルビン市で「東北の全面振興のチャンスをつ捉えた実務的な日中経済貿易協力の推進」をテーマとして開催された。日本側は、宗岡正二当会会長、伊澤正理事長、土屋俊亮北海道副知事はじめ約80人、中国側は王文涛黒龍江省省長、程志明同省副省長、朱天舒吉林省副省長、李鵬遼寧省副秘書長、李春生内蒙古自治区商務庁副巡視員など東北3省1自治区の政府、企業、団体、研究機関等の関係者約300人が参加した。詳細は本誌11月号に掲載予定。



日中VIP会見時の宗岡正二会長(中央)



2019年10月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

## 日中新時代の構築—G20大阪サミットを踏まえて

### 編集後記

昨年の合同訪中直前に岡崎嘉平太先生の縁深き方からの連絡を受け、10月号の編集後記にそれを記した。あれから約1年、生前の先生について尋ねられ、ただ直観的な思い出しかできなかった自分を恥じていたところ、『日中建協NEWS』のなかに重要なエピソードを見つけることができた。元先輩職員のお一人でジェットロから出向されていた敷内さんが講演で語られた、岡崎先生と赤尾敏氏(「親米反共」活動家とされる)との交わりについてである。異なる考え方やイデオロギーの楔を超えて他者と語り合うことにより新しい道を切り拓くことのできる人間の力が今まさに問われている。(十川)

### \*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション  
東京官書普及株式会社 通信販売課  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2  
TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670  
下記ホームページからもお申し込みになれます。  
URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

### 日中経協ジャーナル

2019年9月号(通巻第308号)令和元年8月25日発行

発行人 高見澤学

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2019

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

\*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN978-4-88880-276-5 C2033



# DATA ROOM

## 中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2019年第2四半期までの主要経済指標(速報値)をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<http://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2016年	2017年	2018年 1～3月	2018年 1～6月	2018年 1～9月	2018年	2019年 1～3月	2019年 1～6月
国内総生産(GDP) 名目額	億元	743,585	820,754	198,783	418,961	650,899	900,309	213,433	450,933
〃 実質成長率(前年比)	%	6.7	6.8	6.8	6.8	6.7	6.6	6.4	6.3
四半期 GDP 実質成長率(前年比) (注1)	%			6.8	6.7	6.5		6.4	6.2
1人当たり GDP	元	53,980	59,660				64,644		
〃 実質成長率(前年比)	%	6.1	6.3				6.1		
食糧生産量	億トン	6.6044	6.6161				6.5789		
工業生産額(付加価値ベース)	億元	247,860	279,997				305,160		
〃 前年比	%	6.0	6.4				6.1		
うち一定規模以上の工業企業(前年比) (注2)	%	6.0	6.6	6.8	6.7	6.4	6.2	6.5	6.0
固定資産投資額 (注3)	億元	596,501	631,684	100,763	297,316	483,442	635,636	101,871	299,100
〃 前年比(名目)	%	8.1	7.2	7.5	6.0	5.4	5.9	6.3	5.8
不動産開発投資額	億元	102,581	109,799	21,291	55,531	88,665	120,264	23,803	61,609
〃 前年比(名目)	%	6.9	7.0	10.4	9.7	9.9	9.5	11.8	10.9
社会消費財小売総額 (注4)	億元	332,316	366,262	90,275	180,018	274,299	380,987	97,790	195,210
〃 前年比(名目)	%	10.4	10.2	9.8	9.4	9.3	9.0	8.3	8.4
消費者物価指数(CPI)	%	2.0	1.6	2.1	2.0	2.1	2.1	1.8	2.2
工業品出荷価格指数(PPI)	%	-1.4	6.3	3.7	3.9	4.0	3.5	0.2	0.3
都市部1人当たり可処分所得	元	33,616	36,396	10,781	19,770	29,599	39,251	11,633	21,342
〃 実質伸び率	%	5.6	6.5	5.7	5.8	5.7	5.6	5.9	5.7
農村部1人当たり可処分所得 (注5)	元	12,363	13,432	4,226	7,142	10,645	14,617	4,600	7,778
〃 実質伸び率	%	6.2	7.3	6.8	6.8	6.8	6.6	6.9	6.6
都市部新規雇用者数	万人	1,314	1,351	330	752	1,107	1,361	324	737
都市部登録失業率	%	4.02	3.90	3.89	3.83	3.82	3.80	3.67	3.61
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	36,855.7	41,045.0	10,421.5	22,047.4	34,319.0	46,230.4	10,272.1	21,611
〃 前年比	%	-6.8	11.4	16.3	15.9	15.7	12.6	-1.5	-2.0
中国の輸出額	億ドル	20,981.5	22,635.2	5,452.7	11,716.6	18,266.4	24,874.0	5,517.6	11,712
〃 前年比	%	-7.7	7.9	14.1	12.7	12.2	9.9	1.4	0.1
中国の輸入額	億ドル	15,874.2	18,409.8	4,968.8	10,330.8	16,052.6	21,356.4	4,754.5	9,900
〃 前年比	%	-5.5	15.9	18.9	19.9	20.0	15.8	-4.8	-4.3
中国の輸出入収支	億ドル	5,107.3	4,225.4	483.9	1,385.8	2,213.9	3,517.6	763.1	1,812
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	2,747.9	3,029.8	757.3	1,574.8	2,437.0	3,276.6	741.8	1,511
〃 前年比	%	-1.3	10.1	10.1	10.7	10.7	8.1	-2.1	-4.0
中国の対日輸出額	億ドル	1,292.6	1,373.2	344.4	703.7	1,078.6	1,470.8	353.0	695.0
〃 前年比	%	-4.7	6.1	7.1	8.0	8.5	7.2	2.6	-1.1
中国の対日輸入額	億ドル	1,455.3	1,656.5	412.9	871.1	1,358.4	1,805.8	388.8	816.0
〃 前年比	%	1.8	13.7	12.7	12.9	12.5	8.9	-6.1	-6.4
中国の対日輸出入収支	億ドル	-162.6	-283.3	-68.5	-167.3	-279.7	-335.0	-35.8	-121.0
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計) (注6)	件	27,900	35,652	14,340	29,591	45,922	60,533	9,616.0	20,131.0
〃 前年比	%	5.0	27.8	124.7	96.6	95.1	69.8	-32.9	-32.0
世界の対中直接投資実行額 (〃)	億ドル	1,260.0	1,310.4	345.1	683.2	979.6	1,349.7	358.0	707.4
〃 前年比	%	-0.2	4.0	2.1	4.1	6.4	3.0	3.7	3.5
日本の対中直接投資契約件数 (中国商務部統計)	件	576	590				828		
〃 前年比	%	-10.4	2.4				40.3		
日本の対中直接投資実行額 (〃)	億ドル	31.1	32.7	10.7	18.2	31.5	38.1	10.9	19.8
〃 前年比	%	-3.1	5.1	13.8	5.2	34.0	16.5	1.9	8.8
経常収支	億ドル	1,964	1,649	-341	-288	-55	491	586	490
マネーサプライ(M2) (注7)	億元	1,550,067	1,676,769	1,739,859	1,770,178	1,801,666	1,826,744	1,889,412	1,921,360
〃 前年比	%	11.3	8.2	8.2	8.0	8.3	8.9	8.6	8.5
外貨準備	億ドル	30,105.2	31,399.5	31,428.2	31,121.3	30,870.3	30,727.1	30,987.6	31,192.3
対外債務残高 (注8)	億ドル	14,158.0	17,106.2	18,434.9	18,705.1	19,132.0	14,200.0	13,600.0	
対ドルレート	元/US\$	6.6423	6.7518	6.2881	6.6166	6.8792	6.6174	6.7093	6.8747
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェトロ換算)	億ドル	2,703.2	2,969.1	756.4	1,535.5	2,321.9	3,174.1	728.0	2,623.1
〃 前年比	%	0.1	9.8	9.9	9.9	8.6	6.9	-3.8	-18.9
日本の対中輸出額	億ドル	1,138.7	1,326.5	337.4	703.8	1,062.4	1,439.5	309.2	1,245.9
〃 前年比	%	4.2	16.5	14.0	14.3	11.8	8.5	-8.3	-10.1
日本の対中輸入額	億ドル	1,564.4	1,642.6	419.1	831.7	1,259.5	1,734.6	418.9	1,377.2
〃 前年比	%	-2.6	5.0	6.8	6.4	6.1	5.6	-0.1	-5.3
日本の対中輸出入収支	億ドル	-425.7	-316.0	-81.7	-127.9	-197.1	-295.1	-109.7	-131.3
日本の対中直接投資額 (財務省国際収支状況・ジェトロ換算)	億ドル	95.3	111.2	19.0	52.0	77.5	107.6	36.3	79.7
〃 前年比	%	-4.8	16.7	-13.0	12.9	11.5	-3.3	91.3	15.3

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前年同期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2,000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは農民1人当たり純収入(四半期は農民1人当たり現金収入)。15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。  
(注7) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半期は期末数。

(注8) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む(2014年もそれに伴い調整された)。  
(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民銀行、国家外為管理局、ジェトロ発表等から日中経済協会が作成。



# Smart Challenge TEDA

## 美しい世界都市へ。天津

Beautiful New World, Tianjin

### 中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、  
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区  
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階  
Tel. 03-3221-8298 E-mail:liuy@tedajp.com



9784888802765

一般財団法人 日中経済協会  
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

定価 本体 800 円+税

ISBN978-4-88880-276-5  
C-2033 ¥800E



1922033008008